

改訂案	現 行
<p>【地震災害対策編 P 1～P 2】</p> <p>第1章 総論</p> <p>第1節 計画の主旨</p> <p>1 計画の目的 ～ 3 計画の構成（省略）</p> <p>4 基本方針</p> <p>災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、衆知を集めて効果的な災害対策を講じるとともに、市民一人ひとりの自覚及び努力を促すことによつて、できるだけその被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせる災害に備え、<u>災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）</u>の社会経済への影響を最小限にとどめるものとする。</p> <p>なお、災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限り進め、ハード・ソフトを組み合わせる一体的に災害対策を推進するとともに、最新の科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず災害対策の改善を図ることが必要である。</p> <p>また、防災対策は、市民が自らの安全は自らで守る「自助」を実践したうえで、地域において互いに助け合う「共助」に努めるとともに、市及び県がこれらを補完しつつ「公助」を行うことを基本とし、市民、自主防災組織、事業者、県及び市がそれぞれの責務と役割を果たし、相互に連携を図りながら協力して着実に防災活動を実施していくことが重要である。</p> <p>特に、いつでもどこでも起こりうる災害による人的被害、経済的被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による防災対策の充実は元より、市民自らが災害への備えを実践し、災害に強い地域社会づくりを実現させることが不可欠であることから、愛媛県防災対策基本条例（平成18年12月19日条例第58号）、愛媛県地域防災計画及び新居浜市地域防災計画に基づき、個人や家庭、地域、企業、団体等が日常的に減災のための行動と投資を息長く行う「市民運動」を展開</p>	<p>【地震災害対策編 P 1～P 2】</p> <p>第1章 総論</p> <p>第1節 計画の主旨</p> <p>1 計画の目的 ～ 3 計画の構成（省略）</p> <p>4 基本方針</p> <p>災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、衆知を集めて効果的な災害対策を講じるとともに、市民一人ひとりの自覚及び努力を促すことによつて、できるだけその被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせる災害に備え、<u>災害時</u>の社会経済への影響を最小限にとどめるものとする。</p> <p>なお、災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせる一体的に災害対策を推進するとともに、最新の科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず災害対策の改善を図ることが必要である。</p> <p>また、防災対策は、市民が自らの安全は自らで守る「自助」を実践した上で、地域において互いに助け合う「共助」に努めるとともに、市_____がこれらを補完しつつ「公助」を行うことを基本とし、市民、自主防災組織、事業者、県及び市がそれぞれの責務と役割を果たし、相互に連携を図りながら協力して着実に防災活動を実施していくことが重要である。</p> <p>特に、いつでもどこでも起こりうる災害による人的被害、経済的被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による防災対策の充実はもとより、市民自らが災害への備えを実践し、災害に強い地域社会づくりを実現させることが不可欠であることから、愛媛県防災対策基本条例（平成18年12月19日条例第58号）、愛媛県地域防災計画及び新居浜市地域防災計画に基づき、個人や家庭、地域、企業、団体等が日常的に減災のための行動と投資を息長く行う「市民運動」を展開</p>

し、これら多様な主体が自発的に行う防災活動を促進するため、時期に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、関係機関等との連携を図る。

さらに、近い将来発生が懸念されている南海トラフ地震への対策については、南海トラフ地震特別措置法第3条第1項の規定に基づき、本県全域が南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されているため、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、津波からの防護、円滑な避難の確保、迅速な救助、防災訓練に関する事項、防災関係者の連携協力の確保に関する事項及び時間差発生等における円滑な避難の確保等に関する事項等を定め、地震防災対策の一層の推進を図る。

なお、地震防災上緊急に整備すべき施設等については、その具体的な整備目標及びその達成の期間を定め、計画的な整備を図る。

5 国土強靱化の基本目標を踏まえた地域防災計画の作成等（省略）

資料編 ・新居浜市防災会議条例 P1
・新居浜市防災会議委員 P3
・愛媛県防災対策基本条例 P7

【地震災害対策編 P3～P5】

第1章 総論

第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

1 新居浜市

(1)～(10)（省略）

(11) 高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障がいを含む。）、難病患者、妊産婦、乳幼児、アレルギー等の慢性疾患を有する者、外国人（旅行者を含む。）その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の避難支援対策の促進

(12)～(21)（省略）

し、これら多様な主体が自発的に行う防災活動を促進するため、時期に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、関係機関等との連携を図る。

さらに、近い将来発生が懸念されている南海トラフ地震への対策については、南海トラフ地震特別措置法第3条第1項の規定に基づき、本県全域が南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されているため、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、津波からの防護、円滑な避難の確保、迅速な救助、防災訓練に関する事項及び防災関係者の連携協力の確保に関する事項及び時間差発生等における円滑な避難の確保等に関する事項等を定め、地震防災対策の一層の推進を図る。

なお、地震防災上緊急に整備すべき施設等については、その具体的な整備目標及びその達成の期間を定め、計画的な整備を図る。

5 国土強靱化の基本目標を踏まえた地域防災計画の作成等（省略）

資料編 ・新居浜市防災会議条例 P1
・新居浜市防災会議委員 P3
・愛媛県防災対策基本条例 P5

【地震災害対策編 P3～P7】

第1章 総論

第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

1 新居浜市

(1)～(10)（省略）

(11) 高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障がいを含む。）、妊産婦、乳幼児、外国人（旅行者を含む。）その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の避難支援対策の促進

(12)～(21)（省略）

- 2 愛媛県（省略）
- 3 指定地方行政機関

風水害等対策編第1章第2節3「指定地方行政機関」を準用する。

- 2 愛媛県（省略）
- 3 指定地方行政機関

(1) 中国四国農政局松山地域センター

- ア 災害時における食料の供給の実施について関係団体に協力を求める措置に関すること。
- イ 自ら管理又は運営する施設・設備の保全に関すること。
- ウ 農林漁業関係金融機関に対する金融業務の円滑な実施のための指導に関すること。
- エ 地震防災上整備すべき地すべり防止施設、農業用排水施設並びに農地の保全に係る海岸保全施設等の整備に関すること。
- オ 地震防災に関する情報の収集及び報告に関すること。
- カ 災害時の食料の供給に関すること。
- キ 災害時の食料の緊急引渡措置に関すること。

(2) 愛媛森林管理署

- ア 森林治水事業の実施並びに林野の保全に係る地すべり防止に関する事業の実施
- イ 国有保有林の整備保全
- ウ 災害応急対策用材（国有林）の供給
- エ 民有林における災害時の応急対策等

(3) 四国地方整備局（松山河川国道事務所、松山港湾・空港整備事務所）

- 管轄する河川・道路等についての計画・工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。
- ア 災害予防
 - (ア) 所管施設の耐震性の確保
 - (イ) 応急復旧用資機材の備蓄の推進
 - (ウ) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施
 - (エ) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の運用
- イ 応急・復旧
 - (ア) 防災関係機関との連携による応急対策の実施

- (イ) 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保
 - (ウ) 漂流物の除去等による緊急確保航路等の啓開
 - (エ) 所管施設の緊急点検の実施
 - (オ) 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施
 - (カ) 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の被災地方公共団体への派遣
 - ウ 所掌に係る災害復旧事業に関すること。
 - エ 緊急輸送を確保するために必要な港湾、海岸保全施設等の整備の計画的実施に関すること。
 - オ 緊急輸送用岸壁、港湾、海岸保全施設等の整備の指導に関すること。
 - カ 流出油防除等海上災害に対する応急措置に関すること。
- (4) 大阪管区气象台（松山地方气象台）
- ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表
 - イ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説
 - ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。
 - エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言
 - オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。
- (5) 第六管区海上保安本部（今治海上保安部）
- ア 防災訓練に関すること。
 - イ 防災思想の普及及び高揚に関すること。
 - ウ 調査研究に関すること。
 - エ 警報等の伝達に関すること。
 - オ 情報の収集に関すること。
 - カ 海難救助等に関すること。
 - キ 緊急輸送に関すること。
 - ク 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援に関すること。
 - ケ 流出油等の防除に関すること。
 - コ 海上交通安全の確保に関すること。

<p>4 自衛隊（陸上自衛隊中部方面特科隊、海上自衛隊呉地方総監部、航空自衛隊西部航空方面隊） <u>風水害等対策編第1章第2節4「自衛隊」を準用する。</u></p> <p>5 指定公共機関 <u>(1) 風水害等対策編第1章第2節5「指定公共機関（1）日本郵便株式会社（新居浜郵便局）」を準用する。</u> <u>(2) 風水害等対策編第1章第2節5「指定公共機関（2）日本銀行（松山支店）」を準用する。</u> <u>(3) 風水害等対策編第1章第2節5「指定公共機関（3）日本赤十字社（愛媛県支部）」を準用する。</u></p> <p>(4) 日本放送協会（松山放送局） ア～エ（省略） <u>(5) 風水害等対策編第1章第2節5「指定公共機関（5）西日本高速道路株式会社（四国支社）」を準用する。</u></p>	<p><u>サ 警戒区域の設定に関する事。</u> <u>シ 治安の維持に関する事。</u> <u>ス 危険物の保安措置に関する事。</u> <u>セ 広報に関する事。</u> <u>ソ 海洋環境の汚染防止に関する事。</u></p> <p>4 自衛隊（陸上自衛隊中部方面特科隊、海上自衛隊呉地方総監部、航空自衛隊西部航空方面隊） <u>(1) 被害状況の把握に関する事。</u> <u>(2) 避難の救助及び遭難者等の捜索に関する事。</u> <u>(3) 水防活動、消防活動、道路等の啓開に関する事。</u> <u>(4) 応急医療、救護及び防疫に関する事。</u> <u>(5) 通信支援、人員物資の緊急輸送に関する事。</u> <u>(6) 炊飯・給水及び宿泊支援等に関する事。</u> <u>(7) 危険物の保安及び除去に関する事。</u></p> <p>5 指定公共機関 <u>(1) 日本郵便株式会社（新居浜郵便局）</u> <u>ア 郵便業務の運営の確保に関する事。</u> <u>イ 郵便局の窓口業務の維持に関する事。</u></p> <p><u>(2) 日本赤十字社（愛媛県支部）</u> <u>ア 応援救護班の派遣又は派遣準備に関する事。</u> <u>イ 被災者に対する救援物資の配布に関する事。</u> <u>ウ 血液製剤の確保及び供給のための措置に関する事。</u> <u>エ 赤十字奉仕団等に対する救急法の講習等の指導に関する事。</u></p> <p><u>(3) 日本放送協会（松山放送局）</u> ア～エ（省略） <u>(4) 西日本高速道路株式会社（四国支社松山営業所）</u> <u>西日本高速道路株式会社管理する道路等の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理に関する事。</u></p>
---	---

<p><u>(6) 風水害等対策編第1章第2節5「指定公共機関(6)独立行政法人水資源機構(池田総合管理所)」を準用する。</u></p>	<hr/>
<p><u>(7) 風水害等対策編第1章第2節5「指定公共機関(7)電源開発株式会社(西日本支店)、電源開発送変電ネットワーク株式会社(岡山送変電事業所)」を準用する。</u></p>	<hr/>
<p><u>(8) 風水害等対策編第1章第2節5「指定公共機関(8)四国旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社(四国支社)」を準用する。</u></p>	<p><u>(5) 四国旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社(松山営業所)</u></p> <p><u>ア 鉄道施設等の保全に関すること。</u></p> <p><u>イ 災害対策用物資及び人員の輸送の協力に関すること。</u></p> <p><u>ウ 災害時における旅客の安全確保に関すること。</u></p> <p><u>エ 地震発生後に備えた資機材、人員等の配備手配に関すること。</u></p>
<p><u>(9) 風水害等対策編第1章第2節5「指定公共機関(9)西日本電信電話株式会社(四国支店)、株式会社NTTドコモ(四国支社)、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社」を準用する。</u></p>	<p><u>(6) 西日本電信電話株式会社(四国支店)、株式会社NTTドコモ(四国支社)、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社</u></p> <p><u>ア 電気通信施設の整備に関すること。</u></p> <p><u>イ 災害時における通信の確保に関すること。</u></p> <p><u>ウ 災害時における通信疎通状況等の広報に関すること。</u></p> <p><u>エ 警報の伝達及び非常緊急電話に関すること。</u></p> <p><u>オ 復旧用資機材等の確保及び広域応援計画に基づく人員等の手配に関すること。</u></p>
<p><u>(10) 風水害等対策編第1章第2節5「指定公共機関(10)日本通運株式会社(四国支店新居浜営業課)、福山通運株式会社(新居浜営業所)、佐川急便株式会社(新居浜営業所)、ヤマト運輸株式会社(愛媛主管支店)」を準用する。</u></p>	<p><u>(7) 日本通運株式会社(新居浜支店)、福山通運株式会社(新居浜営業所)、佐川急便株式会社(新居浜店)、ヤマト運輸株式会社(愛媛主管支店) 災害対策用物資及び人員の輸送の協力に関すること。</u></p>
<p><u>(11) 風水害等対策編第1章第2節5「指定公共機関(11)四国電力株式会社、四国電力送配電株式会社(新居浜支社)」を準用する。</u></p>	<p><u>(8) 四国電力株式会社、四国電力送配電株式会社(新居浜支社)</u></p> <p><u>ア 電力施設等の保全に関すること。</u></p> <p><u>イ 電力供給の確保に関すること。</u></p> <p><u>ウ 被害施設の応急対策及び復旧用資機材の確保に関すること。</u></p> <p><u>エ 電力施設の災害予防措置及び広報の実施に関すること。</u></p>
<p><u>(12) 風水害等対策編第1章第2節5「指定公共機関(12)KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社」を準用する。</u></p>	<p><u>(9) KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社</u></p> <p><u>重要な通信を確保するために必要な措置に関すること。</u></p>
<p><u>(13) 風水害等対策編第1章第2節5「指定公共機関(13)イオン株式会社、株</u></p>	<p><u>(10) イオン株式会社、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社ローソ</u></p>

株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート」を準用する。

6 指定地方公共機関

- (1) (省略)
- (2) 一般社団法人愛媛県歯科医師会
 - ア 検案時の協力に関する事。
 - イ (省略)
- (3) ~ (4) (省略)

7 その他公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者

風水害等対策編第1章第2節7「その他公共的団体及び防災上重要な施設等の管理者」を準用する。

ン、株式会社ファミリーマート

- ア 防災関係機関の要請に基づく災害対策用物資の調達に関する事。
- イ 災害対策用物資の供給に関する事。

6 指定地方公共機関

- (1) (省略)
- (2) 一般社団法人愛媛県歯科医師会
 - ア 検死時の協力に関する事。
 - イ (省略)
- (3) ~ (4) (省略)

7 その他公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者

(1) 新居浜市医師会

医療救護活動の実施の協力に関する事。

(2) 新居浜市社会福祉協議会

ア 災害ボランティア活動体制の整備に関する事。

イ 被災者の自立的な生活再建支援のための生活福祉資金の融資に関する事。

ウ 義援金品の募集、配分に関する事。

(3) 新居浜商工会議所

ア 被災商工業者の援護に関する事。

イ 食料、生活必需品、復旧資材等の援護物資の供給の協力に関する事。

(4) 新居浜建設業協同組合

ア 道路、河川等公共土木施設の応急対策の協力に関する事。

イ 倒壊住宅等の撤去の協力に関する事。

ウ 応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理の協力に関する事。

(5) 新居浜市管工事業協同組合

災害時における上下水道の復旧活動の協力に関する事。

(6) 土地改良区

土地改良施設の整備及び保全に関する事。

(7) 農業協同組合、漁業協同組合、森林組合

- ア 共同利用施設等の保全に関すること。
 - イ 被災組合員の援護に関すること。
 - ウ 食料、生活必需品、復旧資材等の援護物資の供給の協力に関すること。
 - (8) 新居浜市連合自治会
 - ア 避難者の誘導及び救出救護の協力に関すること。
 - イ 被災者に対する炊き出し、救援物資の配分及び避難所内の世話業務等の協力に関すること。
 - ウ 被害状況調査、広報活動等災害対策業務全般についての協力に関すること。
 - エ 自主防災活動の実施に関すること。
 - (9) 病院等経営者
 - ア 避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること。
 - イ 災害時の病人等の収容、保護の実施に関すること。
 - ウ 災害時における負傷者の医療と助産救助に関すること。
 - (10) 社会福祉施設等管理者
 - ア 施設利用者等の安全確保に関すること。
 - イ 福祉施設職員等の応援体制に関すること。
 - (11) 危険物施設管理者、プロパンガス取扱機関
 - ア 危険物施設等の保全に関すること。
 - イ プロパンガス等の供給の確保に関すること。
 - (12) 社会福祉施設等管理者
 - ア 施設利用者等の安全確保に関すること。
 - イ 福祉施設職員等の応援体制に関すること。
- 8 市民
- (1) 市民
 - ア 自助の実践に関すること。
 - イ 地域における自主防災組織等の防災活動への参加に関すること。
 - ウ 食料、飲料水、その他の生活必需物資の備蓄に関すること。
 - (2) 自主防災組織

8 市民

風水害等対策編第1章第2節8「市民」を準用する。

9 事業者

風水害等対策編第1章第2節9「事業者」を準用する。

【地震災害対策編 P6～P18】

第1章 総論

第3節 地震発生の条件

1 地質

本市の地質は、中央構造線によって二分され、この構造線の北側を内帯、南側を外帯と呼んでいる。

内帯には、領家帯と呼ばれる領家変成岩類・領家花崗岩類・広島花崗岩類が北部に、中生代の和泉層群と呼ばれる堆積岩からなる地層が南部に分布している。

外帯には、三波川帯が帯状構造で分布し、結晶片岩類からなる地層で構成されている。

2 中央構造線断層帯

中央構造線断層帯は、近畿地方の金剛山地の東縁から、和泉山脈の南縁、淡路島南部の海域を経て、四国北部を東西に横断し、伊予灘、別府湾を経て由布院に達する長大な断層帯である。

ア 災害及び防災に関する知識の普及啓発に関すること。

イ 地域における安全点検、防災訓練その他の災害応急対策の実施に関すること。

ウ 避難、救助、初期消火その他の災害応急対策の実施に関すること。

エ 市又は県が実施する防災対策への協力に関すること。

9 事業者

(1) 事業者

ア 来所者、従業員及び事業所の周辺地域に生活する住民の安全確保に関すること。

イ 災害時において事業を継続することができる体制の整備に関すること。

ウ 地域における自主防災組織等の防災活動への協力に関すること。

エ 災害応急対策の実施に関すること。

オ 市又は県が実施する防災対策への協力に関すること。

【地震災害対策編 P8～P20】

第1章 総論

第3節 地震発生の条件

1 地質

本市の地質は、中央構造線によって二分され、内帯と呼ばれる構造線の北側は第四紀層、中生層（和泉層群）及び花崗岩類からなる地層が分布している。また外帯と呼ばれる構造線の南側は結晶片岩類からなる地層で構成されている。

2 中央構造線断層帯

中央構造線断層帯は、近畿地方の金剛山地の東縁から、和泉山脈の南縁、淡路島南部の海域を経て、四国北部を東西に横断し、伊予灘、別府湾を経て由布院に達する長大な断層帯である。

文部科学省の地震調査委員会では、地質調査所（現：産業技術総合研究所）（平成7～12年度）、和歌山県（平成10年度）、徳島県（平成9～11年度）、愛媛県（平成8～11年度）及び地域地盤環境研究所（平成19年度）、文部科学省研究開発局・ 京都大学防災研究所（平成23-25年度）、文部科学省研究開発局・ 京都大学大学院理学研究科（平成26-28年度）等によって行われた調査をはじめ、これまで行われた調査研究成果に基づいて、この断層帯の諸特性を次のように評価している。

（1）断層帯の位置及び形態（省略）

（2）断層帯の過去の活動

徳島県美馬市付近の三野断層から愛媛県新居浜市付近の石鎚断層に至る区間（讃岐山脈南縁西部区間）の最新活動は、16世紀以後、17世紀以前であったと推定され、1回の活動に伴う右横ずれ量は2～7m程度であった可能性がある。その平均的な活動間隔は約1,000～1,500年であった可能性がある。

愛媛県新居浜市付近の岡村断層による区間（石鎚山脈北縁区間）の最新活動は、15世紀以後であったと推定され、1回の活動に伴う右横ずれ量は6～8m程度であった可能性がある。その平均的な活動間隔は約1,500～1,800年であった可能性がある。

愛媛県西条市付近の川上断層から松山市付近の重信断層に至る区間（石鎚山脈北縁西部区間）の最新活動は、15世紀以後、18世紀以前であったと推定され、1回の活動に伴う右横ずれ量は2～5m程度であった可能性がある。その平均的な活動間隔は約700～1,300年であった可能性がある。

愛媛県松山市付近の伊予断層から伊予灘に至る区間（伊予灘区間）の最新活動は17世紀以後、19世紀以前と推定され、1回の活動に伴う右横ずれ量は2m程度であった可能性がある。その平均的な活動間隔は約2,900～3,300年であった可能性がある。

（3）断層帯の将来の活動

中央構造線断層帯は連続的に分布しており、地表における断層の形状のみから将来同時に活動する区間を評価するのは困難である。

また、各区間が個別に活動する可能性や、複数の区間が同時に活動する可能性、

文部科学省の地震調査委員会では、地質調査所（現：産業技術総合研究所）（平成7～12年度）、和歌山県（平成10年度）、徳島県（平成9～11年度）、愛媛県（平成8～11年度）及び地域地盤環境研究所（平成19年度）、文部科学省研究開発局・国立大学法人京都大学防災研究所（平成23-25年度）、文部科学省研究開発局・国立大学法人京都大学大学院理学研究科（平成26-28年度）等によって行われた調査をはじめ、これまで行われた調査研究成果に基づいて、この断層帯の諸特性を次のように評価している。

（1）断層帯の位置及び形態（省略）

（2）断層帯の過去の活動

四国東端の徳島県鳴門市付近の三野断層から愛媛県新居浜市付近の石鎚断層に至る区間（讃岐山脈南縁西部区間）の最新活動は、16世紀以後、17世紀以前であったと推定され、1回の活動に伴う右横ずれ量は2～7m程度であった可能性がある。その平均的な活動間隔は約1千—1千5百年であった可能性がある。

愛媛県新居浜市付近の岡村断層による区間（石鎚山脈北縁区間）の最新活動は、15世紀以後であったと推定され、1回の活動に伴う右横ずれ量は6～8m程度であった可能性がある。その平均的な活動間隔は約1千5百—1千8百年であった可能性がある。

愛媛県西条市付近の川上断層から松山市付近の重信断層に至る区間（石鎚山脈北縁西部区間）の最新活動は、15世紀以後、18世紀以前であったと推定され、1回の活動に伴う右横ずれ量は2～5m程度であった可能性がある。その平均的な活動間隔は約7百—1千3百年であった可能性がある。

愛媛県松山市付近の伊予断層から伊予灘に至る区間（伊予灘区間）の最新活動は17世紀以後、19世紀以前と推定され、1回の活動に伴う右横ずれ量は2m程度であった可能性がある。その平均的な活動間隔は約2千9百—3千3百年であった可能性がある。

（3）断層帯の将来の活動

中央構造線断層帯は連続的に分布しており、地表における断層の形状のみから将来同時に活動する区間を評価するのは困難である。また、各区間が個別に活動する可能性や、複数の区間が同時に活動する可能性、さらにはこれら4つの区間

更にはこれら4つの区間とは異なる範囲が活動する可能性も否定できない。

(セグメント区分と想定地震規模)

セグメント名	石鎚山脈北縁西部	伊予灘	石鎚山脈北縁 (岡村断層)	讃岐山脈南縁西部
区間	西条市付近の川上断層から松山市付近の重信断層に至る区間	松山市付近の伊予断層から伊予灘に至る区間	新居浜市付近の岡村断層による区間	美馬市付近の三野断層から新居浜市付近の石鎚断層に至る区間
長さ	約41km	約88km	約29km	約82km
マグニチュード (将来の活動)	7.5程度	8.0程度 若しくはそれ以上	7.3程度	8.0程度 若しくはそれ以上
ずれの量 (将来の活動)	4 m程度	8 m程度 若しくはそれ以上	3 m程度	8 m程度 若しくはそれ以上
最新活動時期	15世紀以後、 18世紀以前	17世紀以後、 19世紀以前	15世紀以後	16世紀以後、 17世紀以前
再来間隔	約700～1,300年	約2,900～3,300年	約1,500～1,800年	約1,000～1,500年
地震後経過率 (T/R)	0.2～0.9	0.04～0.1	0.4以下	0.2～0.5
発生確率 (30年以内)	ほぼ0～11%	ほぼ0%	0.01%以下	ほぼ0～0.4%
断層面	高角度 (地表付近)	高角度 (深さ2km以浅)	高角度 (地表付近)	高角度(地表付近) 北傾斜25° (深さ0.6km以浅)

※参照：「中央構造線断層帯（金剛山地東縁－由布院）の長期評価（第二版）」

（平成29年12月19日地震調査研究推進本部地震調査委員会）

3 南海トラフ（本文省略）

- (1) 南海トラフで発生する地震（省略）
- (2) 過去の地震について

歴史記録によると、南海トラフで発生した大地震は、白鳳（天武）地震（684年）から現在までの約1,400年間に、M8クラスの大地震が少なくとも9回あつ

とは異なる範囲が活動する可能性も否定できない。

(セグメント区分と想定地震規模)

セグメント名	石鎚山脈北縁西部	伊予灘	石鎚山脈北縁 (岡村断層)	讃岐山脈南縁西部
構成断層	川上・重信	伊予・伊予灘東部・伊予灘西部	岡村	石鎚・畑野・池田・三野
長さ	約41km	約88km	約29km	約82km
マグニチュード ()	7.5程度	8.0程度 もしくはそれ以上	7.3程度	8.0程度 もしくはそれ以上
ずれの量 ()	2～5m程度	2m程度	3m程度	8m程度もしくはそれ以上
最新活動時期	17世紀以後、19世紀以前	17世紀以後、19世紀以前	15世紀以後	16世紀以後、17世紀以前
再来間隔	約1,000～2,900年	約1,000～2,900年	約1,000～1,600年	約1,000～1,600年
地震後経過率 (T/R)	0.2～0.9	0.04～0.1	0.4以下	0.2～0.5
発生確率 (30年以内)	ほぼ0～11%	ほぼ0%	0.01%以下	ほぼ0～0.4%
断層面	高角度 (地表付近)	高角度 (深さ2km以浅)	高角度 (地表付近)	高角度(地表付近) 北傾斜25° (深さ0.6km以浅)

3 南海トラフ（本文省略）

- (1) 南海トラフで発生する地震（省略）
- (2) 過去の地震について

歴史記録によると、南海トラフで発生した大地震は、白鳳（天武）地震（684年）から現在までの__1,400年間に、M8クラスの大地震が少なくとも9回あつ

た可能性が高い。それらの歴史地震の多くは、南海地域で発生する地震、東海地域で発生する地震、両域にまたがる地震（両者が同時に発生する）に大別される。歴史地震の震源域を見ると、地震が同時に発生しない場合であっても、数年以内の差でもう一方の領域で地震が発生している。繰り返し間隔の長さと比較すると、これらはほぼ同時に活動していると見なせる。

過去に起きた大地震の発生間隔は、既往最大と言われている宝永地震（1707年）と、その後発生した安政東海・南海地震（1854年）の間は147年であるのに対して、宝永地震より規模の小さかった安政東海・南海地震とその後発生した昭和東南海（1944年）・南海地震（1946年）の間隔は約90年と短くなっている。このことは、宝永地震（1707年）以降の活動に限れば、次の大地震が発生するまでの期間が、前の地震の規模に比例するという時間予測モデルが成立している可能性を示している。時間予測モデルには、様々な問題点があることが指摘されているものの、このモデルが成立すると仮定した場合、昭和東南海・南海地震の規模は、安政東海・南海地震より小さいので、室津港（高知県）の隆起量を基に次の地震までの発生間隔を求めると、88.2年となる。現時点（2024年1月1日）では昭和東南海・南海地震の発生から既に70年以上が経過しており、次の大地震発生の切迫性が高まっていると言える。

（3）南海トラフで発生する地震の多様性について～（4） 次の地震について（省略）

4 安芸灘～伊予灘～豊後水道

安芸灘～伊予灘～豊後水道においては、震源域は特定できないものの、主に西北西に沈み込むフィリピン海プレート内部（深さ40～60km）が破壊される（ずれる）ことによってM6.7～M7.4の大地震が発生する可能性がある。1649年以降にM6.7～M7.4の地震が領域内で6回発生しており、代表的な地震は1905年の芸予地震（M7.2）、2001年の「平成13年（2001年）芸予地震」である。

5 地震想定

国は、東日本大震災の教訓から、南海トラフにおける東海、東南海地震の震源モデルを見直し、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす「南海トラフ巨大地震」の被害想定を公表した。

た可能性が高い。それらの歴史地震の多くは、南海地域で発生する地震、東海地域で発生する地震、両域にまたがる地震（両者が同時に発生する）に大別される。歴史地震の震源域を見ると、地震が同時に発生しない場合であっても、数年以内の差でもう一方の領域で地震が発生している。繰り返し間隔の長さと比較すると、これらはほぼ同時に活動していると見なせる。

過去に起きた大地震の発生間隔は、既往最大と言われている宝永地震（1707年）と、その後発生した安政東海・南海地震（1854年）の間は147年であるのに対し、宝永地震より規模の小さかった安政東海・南海地震とその後発生した昭和東南海（1944年）・南海地震（1946年）の間隔は約90年と短くなっている。このことは、宝永地震（1707年）以降の活動に限れば、次の大地震が発生するまでの期間が、前の地震の規模に比例するという時間予測モデルが成立している可能性を示している。時間予測モデルには、様々な問題点があることが指摘されているものの、このモデルが成立すると仮定した場合、昭和東南海・南海地震の規模は、安政東海・南海地震より小さいので、室津港（高知県）の隆起量をもとに次の地震までの発生間隔を求めると、88.2年となる。現時点（2021年1月1日）では昭和東南海・南海地震の発生から既に70年以上が経過しており、次の大地震発生の切迫性が高まっていると言える。

（3）南海トラフで発生する地震の多様性について～（4） 次の地震について（省略）

4 安芸灘～伊予灘～豊後水道

安芸灘～伊予灘～豊後水道においては、震源域は特定できないものの、主に西北西に沈み込むフィリピン海プレート内部（深さ40～60km）が破裂する（ずれる）ことによってM6.7～M7.4の大地震が発生する可能性がある。1649年以降にM6.7～M7.4の地震が領域内で6回発生しており、代表的な地震は1905年の芸予地震（M7.2）、2001年の「平成13年（2001年）芸予地震」である。

5 地震想定

国は、東日本大震災の教訓から、南海トラフにおける東海、東南海地震の震源モデルを見直し、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす「南海トラフ巨大地震」の被害想定を公表した。

愛媛県においては、この「南海トラフ巨大地震」の想定震源断層域にほぼ全域が含まれているほか、本県を横断する中央構造線断層帯の地震や安芸灘～伊予灘～豊後水道で発生する芸予地震にも留意する必要があることから、平成12～13年度に実施した「愛媛県地震被害想定調査」を見直すこととし、平成25年6月10日に震度分布、津波浸水想定等、平成25年12月26日に人的、物的、経済被害及び対策を講じた場合の被害軽減等を公表した。

(図) (省略)

(1) 目的

本県に最大クラスの被害をもたらす地震の規模や人的、物的被害等の状況を明らかにすることにより、市や県の地震防災・減災対策の基礎資料とし、事前の予防対策や地震発生後の応急活動体制の強化を図るとともに、具体的な被害軽減効果を示すことにより、市民の防災・減災に係る意識の向上を図り、自助・共助の取り組みを促進することを目的とする。

(2) 調査の内容 ～ (4) 想定する地震 (省略)

6 地震被害想定調査結果 (本文省略)

(1) 地震動

愛媛県においては、この「南海トラフ巨大地震」の強震断層域にほぼ全域が含まれているほか、本県を横断する中央構造線断層帯の地震や安芸灘～伊予灘～豊後水道で発生する芸予地震にも留意する必要があることから、平成12～13年度に実施した「愛媛県地震被害想定調査」を見直すこととし、平成25年6月10日に震度分布、津波浸水想定等、平成25年12月26日に人的、物的、経済被害及び対策を講じた場合の被害軽減等を公表した。

(図) (省略)

(1) 目的

本県に最大クラスの被害をもたらす地震の規模や人的、物的被害等の状況を明らかにすることにより、県や市町の地震防災・減災対策の基礎資料とし、事前の予防対策や地震発生後の応急活動体制の強化を図るとともに、具体的な被害軽減効果を示すことにより、県民の防災・減災に係る意識の向上を図り、自助・共助の取り組みを促進することを目的とする。

(2) 調査の内容 ～ (4) 想定する地震 (省略)

6 地震被害想定調査結果 (本文省略)

(1) 地震動

想定地震における新居浜市の最大震度と震度面積割合

区分	想定ケース等	最大震度	震度 面積割合							
			7	6強	6弱	5強	5弱	4	3以下	
①南海トラフ巨大地震	基本ケース	6弱	0.0%	0.0%	6.6%	55.5%	37.9%	0.0%	0.0%	
	陸側ケース	7	5.1%	34.3%	60.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
	東側ケース	6弱	0.0%	0.0%	7.8%	59.6%	32.6%	0.0%	0.0%	
	西側ケース	6弱	0.0%	0.0%	4.8%	33.0%	62.2%	0.0%	0.0%	
	経験的手法	6強	0.0%	8.7%	90.9%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	
安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震	②北側	ケース1 (北から破壊)	5強	0.0%	0.0%	0.0%	7.6%	29.5%	62.9%	0.0%
		ケース2 (南から破壊)	5強	0.0%	0.0%	0.0%	1.5%	25.9%	72.6%	0.0%
	②'南側	ケース1 (北から破壊)	5弱	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	7.3%	65.5%	27.1%
		ケース2 (南から破壊)	5弱	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	65.2%	34.8%	
③讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部の地震	ケース1 (東から破壊)	7	3.1%	13.9%	21.2%	28.5%	33.4%	0.0%	0.0%	
	ケース2 (西から破壊)	7	7.9%	20.9%	19.4%	47.3%	4.5%	0.0%	0.0%	
④石鎚山脈北縁の地震	ケース1 (東から破壊)	7	3.1%	12.7%	31.4%	45.8%	7.1%	0.0%	0.0%	
	ケース2 (西から破壊)	7	0.8%	11.6%	29.8%	51.8%	6.0%	0.0%	0.0%	
⑤石鎚山脈北縁西部～伊予灘の地震	ケース1 (東から破壊)	6強	0.0%	6.8%	14.3%	32.3%	40.7%	5.8%	0.0%	
	ケース2 (西から破壊)	6強	0.0%	0.9%	12.4%	28.6%	42.9%	15.2%	0.0%	

想定地震における新居浜市の最大震度 (表・図省略)

資料編 ・ 震度分布図・[液状化危険度分布図](#) (南海トラフ巨大地震) [P856](#)

(2) 液状化危険度

液状化指数と液状化の可能性 (表省略)

想定地震における新居浜市の液状化の危険度 (表省略)

資料編 ・ [震度分布図](#)・[液状化危険度分布図](#) (南海トラフ巨大地震) [P856](#)

(3) 土砂災害危険度 (省略)

想定地震における震度分布状況

区分	想定ケース等	最大震度	震度7	震度6強	震度6弱	震度5強	震度5弱	震度4	震度3以下	
①南海トラフ巨大地震	基本ケース	6弱	0.0%	0.0%	6.6%	55.5%	37.9%	0.0%	0.0%	
	陸側ケース	7	5.1%	34.3%	60.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
	東側ケース	6弱	0.0%	0.0%	7.8%	59.6%	32.6%	0.0%	0.0%	
	西側ケース	6弱	0.0%	0.0%	4.8%	33.0%	62.2%	0.0%	0.0%	
	経験的手法	6強	0.0%	8.7%	90.9%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	
安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震	②北側	ケース1 (北から破壊)	5強	0.0%	0.0%	0.0%	7.6%	29.5%	62.9%	0.0%
		ケース2 (南から破壊)	5強	0.0%	0.0%	0.0%	1.5%	25.9%	72.6%	0.0%
	②'南側	ケース1 (北から破壊)	5弱	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	7.3%	65.5%	27.1%
		ケース2 (南から破壊)	5弱	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	65.2%	34.8%	
③讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部の地震	ケース1 (東から破壊)	7	3.1%	13.9%	21.2%	28.5%	33.4%	0.0%	0.0%	
	ケース2 (西から破壊)	7	7.9%	20.9%	19.4%	47.3%	4.5%	0.0%	0.0%	
④石鎚山脈北縁の地震	ケース1 (東から破壊)	7	3.1%	12.7%	31.4%	45.8%	7.1%	0.0%	0.0%	
	ケース2 (西から破壊)	7	0.8%	11.6%	29.8%	51.8%	6.0%	0.0%	0.0%	
⑤石鎚山脈北縁西部～伊予灘の地震	ケース1 (東から破壊)	6強	0.0%	6.8%	14.3%	32.3%	40.7%	5.8%	0.0%	
	ケース2 (西から破壊)	6強	0.0%	0.9%	12.4%	28.6%	42.9%	15.2%	0.0%	

想定地震における新居浜市の最大震度 (表・図省略)

資料編 ・ 震度分布図 _____ (南海トラフ巨大地震) [P857](#)

(2) 液状化危険度

液状化指数と液状化の可能性 (表省略)

想定地震における _____ 液状化の危険度 (表省略)

資料編 ・ _____ 液状化危険度分布図 (南海トラフ巨大地震) [P857](#)

(3) 土砂災害危険度 (省略)

(4) 津波想定結果

ア 津波到達時間

代表地点における津波到達時間

代表地点名	最短津波到達時間 (分)						最高津波水位
	±20cm	+1m ※	+2m	+3m	+5m	+10m	
新居浜港	11	235	—	—	—	—	<u>451</u>

※ (省略)

イ 最高津波水位

代表地点における最高津波水位

代表地点名	地域 海岸名	最高津波水位		
		(T. P. m)	うち望望平均 満潮位 (m)	うち津波波高 (m)
新居浜港	燈灘	<u>3.4</u>	1.9	1.5

資料編 ・津波ハザードマップ P857

ウ (省略)

(5) 定量的な被害 (本文省略)

ア 建物被害

(4) 津波想定結果

ア 津波到達時間

代表地点における津波到達時間

代表地点名	最短津波到達時間 (分)						最高津波水位
	±20cm	+1m [※]	+2m	+3m	+5m	+10m	
新居浜港	11	235	—	—	—	—	<u>405</u>

※ (省略)

イ 最高津波水位

代表地点における最高津波水位

代表地点名	地域 海岸名	最高津波水位		
		(T. P. m)	うち望望平均 満潮位 (m)	うち津波波高 (m)
新居浜港	燈灘	<u>3.3</u>	1.9	1.5

資料編 ・津波浸水想定図 (想定地震：南海トラフ巨大地震) P760

ウ (省略)

(5) 定量的な被害 (本文省略)

ア 建物被害

南海トラフ巨大地震（陸側ケース）による新居浜市の建物被害

市町名	全壊棟数（棟数）／冬18時（風速：強風）					合計
	揺れ	液状化	土砂災害	津波	地震火災（焼失）	
新居浜市	14,795	1,130	14	706	18,524	35,169

市町名	半壊棟数（棟数）／冬18時（風速：強風）					合計
	揺れ	液状化	土砂災害	津波	合計	
新居浜市	10,367	1,216	32	1,250	12,865	

イ 人的被害

南海トラフ巨大地震（陸側ケース）による新居浜市の人的被害

市町名	死者数（人）／冬深夜（風速：強風）						合計
	建物倒壊	うち屋内収容物等	土砂災害	津波	火災	ブロック塀倒壊等	

市町名	負傷者数（人）／冬深夜（風速：強風）						合計
	建物倒壊	うち屋内収容物等	土砂災害	津波	火災	ブロック塀倒壊等	

市町名	自力脱出困難者・要救助者（人）／冬深夜（風速：強風）	
	揺れに伴う自力脱出困難者	津波による要救助者
新居浜市	2,901	45

南海トラフ巨大地震（陸側ケース）による新居浜市の建物被害

市町名	全壊棟数（棟数）／冬18時					合計
	揺れ	液状化	土砂災害	津波	地震火災（焼失）	
新居浜市	14,795	1,130	14	706	18,524	35,169

市町名	半壊棟数（棟数）／冬18時					合計
	揺れ	液状化	土砂災害	津波	合計	
新居浜市	10,367	1,216	32	1,250	12,865	

イ 人的被害

南海トラフ巨大地震（陸側ケース）による新居浜市の人的被害

市町名	死者数（人）／冬深夜						合計
	建物倒壊	うち屋内収容物等	土砂災害	津波	火災	ブロック塀倒壊等	

市町名	負傷者数（人）／冬深夜						合計
	建物倒壊	うち屋内収容物等	土砂災害	津波	火災	ブロック塀倒壊等	

市町名	自力脱出困難者・要救助者（人）／冬深夜	
	揺れに伴う自力脱出困難者	津波による要救助者
新居浜市	2,901	45

ウ ライフライン被害

南海トラフ巨大地震（陸側ケース）による新居浜市のライフライン被害

市町名	直後／冬18時（風速：強風）					
	上水道		下水道		電力	
	断水人口 （人）	断水率 （％）	支障人口 （人）	支障率 （％）	停電軒数 （軒）	停電率 （％）
新居浜市	117,497	99.9	72,490	98.2	62,782	100.0

市町名	直後／冬18時（風速：強風）					
	通信（固定電話）		都市ガス		LPガス	
	不通回線数 （回線）	不通回線率 （％）	供給停止戸数 （戸）	供給停止率 （％）	容器転倒戸数 （戸）	ガス漏洩戸数 （戸）
新居浜市	97,974	99.1	0	—	1,660	1,176

エ 交通施設被害（省略）

オ 生活支障

南海トラフ巨大地震（陸側ケース）による新居浜市の生活支障

市町名	生活支障／冬18時（風速：強風）					
	避難者（人）					
	避難者計 （1日後）		避難者計 （1週間後）		避難者計 （1ヶ月後）	
新居浜市	54,753	34,523	58,428	34,109	81,348	24,404

市町名	生活支障／冬18時（風速：強風）					
	帰宅困難者（人）		物資不足量			
	帰宅 困難者	居住ゾーン外 への外出者	（1～3日後）		（4～7日後）	
6,938			6,381	食糧（食）	飲料水（ℓ）	食糧（食）
新居浜市	6,938	6,381	257,657	529,365	493,652	1,126,025

市町名	生活支障／冬18時（風速：強風）					
	医療機能支障（人）		仮設住宅 必要世帯数	仮設トイレ不足量		
	入院 不足量	外来 不足量	自力生活再建 困難者世帯数 （世帯）	1日後 （基）	1週間後 （基）	1ヶ月後 （基）
新居浜市	1,989	2,373	9,031	115	114	81

ウ ライフライン被害

南海トラフ巨大地震（陸側ケース）による新居浜市のライフライン被害

市町名	直後／冬18時					
	上水道		下水道		電力	
	断水人口 （人）	断水率 （％）	支障人口 （人）	支障率 （％）	停電軒数 （軒）	停電率 （％）
新居浜市	117,497	99.9	72,490	98.2	65,167	100.0

市町名	直後／冬18時					
	通信（固定電話）		都市ガス		LPガス	
	不通回線数 （回線）	不通回線率 （％）	供給停止戸数 （戸）	供給停止率 （％）	容器転倒戸数 （戸）	ガス漏洩戸数 （戸）
新居浜市	97,974	99.1	0	—	1,660	1,176

エ 交通施設被害（省略）

オ 生活支障

南海トラフ巨大地震（陸側ケース）による新居浜市の生活支障

市町名	生活支障／冬18時					
	避難者（人）					
	避難者計 （1日後）		避難者計 （1週間後）		避難者計 （1ヶ月後）	
新居浜市	54,753	34,523	58,428	34,109	81,348	24,404

市町名	生活支障／冬18時					
	帰宅困難者（人）		物資不足量			
	帰宅 困難者	居住ゾーン 外への外出者	（1～3日後）		（4～7日後）	
6,938			6,381	食糧（食）	飲料水（ℓ）	食糧（食）
新居浜市	6,938	6,381	257,657	529,365	493,652	1,126,025

市町名	生活支障／冬18時					
	医療機能支障（人）		仮設住宅 必要世帯数	仮設トイレ不足量		
	入院不足量	外来不足量	自力生活再建 困難者世帯数 （世帯）	1日後 （基）	1週間後 （基）	1ヶ月後 （基）
新居浜市	1,989	2,373	9,031	115	114	81

カ その他被害

南海トラフ巨大地震（陸側ケース）による新居浜市のその他被害

市町名	その他被害／冬18時（風速：強風）							
	災害廃棄物		避難行動 要支援者 (人)	文化財の被害			孤立集落	
	災害廃棄物 (万t)	津波堆積物 (万t)		揺れ (施設)	火災 (施設)	津波 (施設)	農業集落 (集落)	漁業集落 (集落)
新居浜市	234.83	55.3	8,428	0	0	0	4	0

市町名	その他被害／冬18時（風速：強風）					
	ため池被害					
	危険度ランク A		危険度ランク B		危険度ランク C	
危険箇所数 (箇所)	保全世帯数 (世帯)	危険箇所数 (箇所)	保全世帯数 (世帯)	危険箇所数 (箇所)	保全世帯数 (世帯)	
新居浜市	20	259	17	183	13	117

市町名	その他被害／冬18時（風速：強風）			
	漁業被害		農業被害	
	漁場 被害面積 (㎡)	漁船 被害数 (隻)	液状化 被害面積 (㎡)	津波浸水 被害面積 (㎡)
新居浜市	4,936,281	0	3,296,642	1,403,224

【地震災害対策編 P19】

第2章 災害予防対策（本文省略）

第1節 地震災害予防対策の基本的な考え方

1 想定される地震の適切な設定と対策の基本的な考え方

(1) 総合的な地震災害対策のための基本的な考え方

県において、地震災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を含め、様々な地震を想定し、その想定結果や切迫性等に基づき対策を推進する。

(2) 過去に遡った地震の想定

県において、地震の想定に当たっては、古文書等の史料の分析、地形・地質

カ その他被害

南海トラフ巨大地震（陸側ケース）による新居浜市のその他被害

市町名	その他被害／冬18時							
	災害廃棄物		災害時 要援護者 (人)	文化財の被害			孤立集落	
	災害廃棄物 (万t)	津波堆積物 (万t)		揺れ (施設)	火災 (施設)	津波 (施設)	農業集落 (集落)	漁業集落 (集落)
新居浜市	234	55	8,428	0	0	0	4	0

市町名	その他被害／冬18時					
	ため池被害					
	危険度ランク A		危険度ランク B		危険度ランク C	
危険箇所数 (箇所)	保全世帯数 (世帯)	危険箇所数 (箇所)	保全世帯数 (世帯)	危険箇所数 (箇所)	保全世帯数 (世帯)	
新居浜市	20	259	17	183	13	117

市町名	その他被害／冬18時			
	漁業被害		農業被害	
	漁場被害面積 (㎡)	漁船被害数 (隻)	液状化 被害面積 (㎡)	津波浸水 被害面積 (㎡)
新居浜市	4,936,281	0	3,296,642	1,403,224

【地震災害対策編 P21】

第2章 災害予防対策（本文省略）

第1節 地震災害予防対策の基本的な考え方

1 想定される地震の適切な設定と対策の基本的な考え方

(1) 総合的な地震災害対策のための基本的な考え方

_____地震災害対策の検討は、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を含め、様々な地震を想定し、その想定結果や切迫性等に基づき対策を推進する。

(2) 過去に遡った地震の想定

_____地震の想定に当たっては、古文書等の資料の分析、地形・地質

の調査など科学的知見に基づく調査を通じて、できるだけ過去に遡って地震の発生等をより正確に調査する。

(3) 地震被害想定に係る留意点 ～ (4) 南海トラフ地震防災対策推進地域における措置 (省略)

【地震災害対策編 P20～P23】

第2章 災害予防対策

第2節 防災思想・知識の普及

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、市民はその自覚を持ち、食料・飲料水等の備蓄など、平常時から、災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの判断で自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

また、災害時には、近隣の負傷者や避難行動要支援者を助ける、避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは、国、県、公共機関、地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。このため、市、県及び関係機関は、市民等に対して、自主防災思想の普及、徹底を図る。

さらに、地震防災対策の円滑な実施を確保するため、市職員の教育を行うとともに、学校教育、社会教育等を通じて、住民等に対して地震及び防災に関する知識の普及・啓発に努める。

なお、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。

1 市職員に対する教育 (省略)

2 教職員及び児童生徒等に対する教育

市教育委員会及び学校長は、前記1に掲げる市職員に準じて教職員への教育を行うとともに、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育の実施及び防災教育のための指導時間の確保、防災に関する教材の充実や消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進を図るなど、防災に関する教育の充実に努め、児童生徒等が風水害等に関する基礎的・基本的な事項を理解し、思考力・判断力を高め、自ら危険を予測し、「主体的に行動する態度」を育成する

の調査など科学的知見に基づく調査を通じて、できるだけ過去に遡って地震の発生等をより正確に調査する。

(3) 地震被害想定に係る留意点 ～ (4) 南海トラフ地震防災対策推進地域における措置 (省略)

【地震災害対策編 P22～P25】

第2章 災害予防対策

第2節 防災思想・知識の普及

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、市民はその自覚を持ち、食料・飲料水等の備蓄など、平常時から、災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの判断で自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

また、災害時には、近隣の負傷者や避難行動要支援者を助ける、避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは、国、県、公共機関、地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。このため、市_____は、市民等に対して、自主防災思想の普及、徹底を図る。

さらに、地震防災対策の円滑な実施を確保するため、市職員の教育を行うとともに、学校教育、社会教育等を通じて、住民等に対して地震及び防災に関する知識の普及・啓発に努める。

なお、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。

1 市職員に対する教育 (省略)

2 教職員及び児童生徒等に対する教育

市教育委員会及び学校長は、前記1に掲げる市職員に準じて教職員への教育を行うとともに、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育の実施及び防災教育のための指導時間の確保、防災に関する教材の充実_____を図るなど、防災に関する教育の充実に努め、児童生徒等が風水害等に関する基礎的・基本的な事項を理解し、思考力・判断力を高め、自ら危険を予測し、「主体的に行動する態度」を育成する

よう安全教育等の徹底を指導する。

また、学校において、外部の専門家や保護者等と協力しながら、「愛媛県学校安全の手引き（改訂版）」（県教育委員会編）、「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」（文部科学省編）等を参考にして、学校安全計画及び災害に関する必要な事項（防災組織、分担等）を定めたマニュアルを策定する。

(1)～(3) (省略)

(4) 学校教育は元より様々な場での総合的な教育プログラムを教育の専門家や現場の実務者等の参画の下で開発するなどして、地震災害と防災に関する理解向上に努める。

3 市民に対する防災知識の普及

地震発生時に市民が的確な判断に基づき行動できるよう、県及び大学等地域学術機関等と連携した防災講座の開催などにより、地震及び防災に関する知識の普及、啓発を図る。

防災知識の普及、訓練を実施する際は、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。

(1) 一般啓発 (省略)

(2) 社会教育を通じた啓発

市及び市教育委員会は、女性団体、PTA、青少年団体等を対象とした各種研修会、集会等を通じて地震防災に関する知識の普及、啓発を図り、各団体の構成員がそれぞれの立場から地域の地震防災に寄与する意識を高める。

また、公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及促進を図る。

ア～イ (省略)

(3)～(7) (省略)

4 企業の活動

風水害等対策編第2章第4節「事業者の防災対策」の定めるところによるが、各企業は、災害時に果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、

よう安全教育等の徹底を指導する。

また、学校において、外部の専門家や保護者等と協力しながら、「愛媛県学校安全の手引き（改訂版）」（県教育委員会編）、「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」（文部科学省編）等を参考にして、学校安全計画及び災害に関する必要な事項（防災組織、分担等）を定めたマニュアルを策定する。

(1)～(3) (省略)

(4) 学校教育は元より様々な場での総合的な教育プログラムを教育の専門家や現場の実務者等の参画の下で開発するなどして、津波災害と防災に関する理解向上に努める。

3 市民に対する防災知識の普及

地震発生時に市民が的確な判断に基づき行動できるよう、県及び大学等地域学術機関等と連携した防災講座の開催などにより、地震及び防災に関する知識の普及、啓発を図る。

その際には、高齢者等要配慮者への対応や被災時の男女のニーズの違い等にも十分配慮する。

(1) 一般啓発 (省略)

(2) 社会教育を通じた啓発

市及び市教育委員会は、女性団体、PTA、青少年団体等を対象とした各種研修会、集会等を通じて地震防災に関する知識の普及、啓発を図り、各団体の構成員がそれぞれの立場から地域の地震防災に寄与する意識を高める。

また、公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及促進を図る。

ア～イ (省略)

(3)～(7) (省略)

4 企業の活動

風水害等対策編第2章第4節「事業者の防災対策」の定めるところによるが、各企業は、災害時に果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、

地域貢献など)を十分に認識し、各企業において、災害時に業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定するよう努めるとともに、事業所の耐震化の実施や、防災体制の整備、予想被害に対する復旧計画の策定や各計画の点検・見直しのほか、事業継続マネジメント(BCM)の取組を通じて、防災訓練などの防災活動の推進に努める。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る企業は、国や県、市などが実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める_____。

また、企業の防災に関する取組を企業自身が積極的に評価等することなどにより、企業の防災力の向上を図る。このため、市は、県と連携して企業職員の防災意識の高揚を図るための啓発活動を行うとともに、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うよう努める。

5 普及の際の留意点

(1) 防災マップの活用

防災マップについては、住民の避難行動等に活用されることが重要であることから、配布するだけにとどまらず、認知度を高めていく工夫や、防災マップが安心材料となり、住民の避難行動の妨げにならないような工夫も併せて施す。

防災マップ等の配布_____に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動をとるべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること等への理解の促進に努める。また、避難情報が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は「緊急安全確保」を行うこと等の周知徹底にも努める。

広域避難が必要な地域においては、その実効性を確保するため、通常の避難と

地域貢献など)を十分に認識し、各企業において、災害時に業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定するよう努めるとともに、事業所の耐震化の実施や、防災体制の整備、予想被害に対する復旧計画の策定や各計画の点検・見直しのほか、事業継続マネジメント(BCM)の取組を通じて、防災訓練などの防災活動の推進に努める。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る企業は、国や県、市などが実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

また、企業の防災に関する取組を企業自身が積極的に評価等することなどにより、企業の防災力の向上を図る。このため、市は、県と連携して企業職員の防災意識の高揚を図るための啓発活動を行うとともに、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うよう努める。

5 普及の際の留意点

(1) 防災マップの活用

防災マップについては、住民の避難行動等に活用されることが重要であることから、配布するだけにとどまらず、認知度を高めていく工夫や、防災マップが安心材料となり、住民の避難行動の妨げにならないような工夫も併せて施す。

防災マップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うこと、避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること等への理解の促進に努める。

広域避難が必要な地域においては、その実効性を確保するため、通常の避難と

の相違点を含めた広域避難の考え方を周知する。

(2) 災害教訓の伝承

過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。

また、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。市は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

(3) 防災地理情報の整備等 ～ (4) 防災と福祉の連絡等 (省略)

【地震災害対策編 P 2 4～P 2 6】

第2章 災害予防対策

第3節 自主防災組織の活動

地震による被害を軽減するためには、市民一人ひとりが、地震や防災に関する正しい知識を持ち、家庭、地域、職場等で自ら防災対策を実践するとともに、地域における自主防災組織等の防災活動に積極的に参加することが重要である。

このため、市及び県は、自主防災組織の育成強化に努め、市民による自発的な防災活動を促進する。

1 市民の果たすべき役割

市民は、地震災害から自らを守る「自助」とともにお互いに助け合う「共助」という意識と行動のもとに、平常時及び地震発生時において、概ね次のような防災対策を実践する。

(1) 平常時の実施事項

ア 地震防災に関する知識の習得に努める。

イ 緊急地震速報を覚知したときの具体的にとるべき行動に関する知識の習得に努める。

ウ 南海トラフ地震臨時情報等の内容、これに基づきとられる措置の内容及

の相違点を含めた広域避難の考え方を周知する。

(2) 災害教訓の伝承

過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。

また、災害に関する石碑やモニュメント等の_____持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。市は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

(3) 防災地理情報の整備等 ～ (4) 防災と福祉の連絡等 (省略)

【地震災害対策編 P 2 5】

第2章 災害予防対策

第3節 自主防災組織の活動

風水害等対策編第2章第3節「自主防災組織の活動」を準用する。

び発表された場合に具体的にすべき行動に関する知識の習得に努める。

エ 地域の危険箇所や避難場所、避難所、避難経路、避難方法及び、家族等との連絡方法を確認する。

オ 分散避難の観点から、安全な親戚や友人の家など、様々な避難先の検討を事前に行っておく。

カ かけ崩れ等災害が発生するおそれのある地域の危険箇所の把握に努める。

キ 建築物の所有者は、家屋の耐震診断を行うとともに、その診断結果を踏まえ、耐震改修等適切な措置を講じる。

ク 家具、ピアノ、冷蔵庫、窓ガラス等について、転倒、飛散等による被害の発生を防ぐための対策を講じる。

ケ 石油ストーブやガス器具等について、対震自動消火等火災予防措置を実施する。

コ 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー、日用品や医薬品等生活必需品の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養について準備をしておく。

サ ラジオ等の情報収集の手段を確保する。

シ 地域の防災訓練に進んで参加する。

ス 家族で災害時の役割分担及び安否確認方法を決めておく。

セ 隣近所と地震発生時の協力について話し合う。

ソ 消火器、感震ブレーカーその他の必要な資機材を備えるよう努める。

タ ブロック塀、広告板その他の工作物及び自動販売機を設置しようとする者は、当該工作物の耐震性を確保するために必要な措置を講じるとともに、当該工作物等を定期的に点検し、必要に応じ、補強、撤去等を行う。

チ 避難行動要支援者は、市、地域住民、自主防災組織、民生児童委員及び消防団等の協力団体や個人に対して、あらかじめ避難の際に必要な自らの情報を提供するよう努める。

ツ 自然災害による損害を補償する保険・共済の加入など、被災後の生活再建に備えるよう努める。

(2) 地震発生時の実施事項

ア まず我が身の安全を図る。

イ 出火防止及び初期消火に努める。

ウ 適時、適切な早めの避難を実施するとともに、近隣住民への呼び掛けを行う。

エ 地域における相互扶助による被災者の救出活動を行う。

オ 負傷者の応急手当及び軽傷者の救護に努める。

カ 自力による生活手段の確保を行う。

キ 正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされない。

ク 秩序を守り、衛生に注意する。

ケ 自動車、電話の利用を自粛する。

コ 避難所では、相互に協力して自主的に共同生活を営み、避難所が円滑に運営するよう努める。

2 自主防災組織の強化

風水害等対策編第2章第3節「自主防災組織の活動」2 自主防災組織の育成強化を準用する。

3 地域における自主防災組織の果たす役割

地震による被害を軽減するためには、市民が相互に協力し、地域や職場において自発的に防災組織をつくるのが、より効果的である。このため、市及び県は、自主防災組織の育成強化に努め、県民による自発的な防災活動を促進する。

(1) 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりの日頃の備えと災害時の的確な行動が重要であるため、防災講座、講習会、研究会、映写会その他集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。また、要配慮者や女性を含む住民の参加による定期的な防災訓練の実施などにより、防災意識の普及に努める。

主な啓発

- ① 南海トラフ地震等の知識
- ② 地震情報の性格や内容
- ③ 平常時における防災対策
- ④ 災害時の心得
- ⑤ 自主防災組織が活動すべき内容
- ⑥ 自主防災組織の構成員の役割等

(2) 「自主防災マップ」の作成

風水害等対策編第2章第3節「自主防災組織の活動」3地域における自主防災組織の役割 (2) 「自主防災マップ」の作成を準用する。

(3) 「自主防災組織の防災計画書」の作成

風水害等対策編第2章第3節「自主防災組織の活動」3地域における自主防災組織の役割 (3) 「自主防災組織の防災計画書」の作成を準用する。

(4) 「自主防災組織の台帳」の作成

風水害等対策編第2章第3節「自主防災組織の活動」3地域における自主防災組織の役割 (4) 「自主防災組織の台帳」の作成を準用する。

(5) 「防災点検の日」の設置

風水害等対策編第2章第3節「自主防災組織の活動」3地域における自主防災組織の役割 (5) 「防災点検の日」の設置を準用する。

(6) 防災訓練の実施

風水害等対策編第2章第3節「自主防災組織の活動」3地域における自主防災組織の役割 (6) 防災訓練の実施を準用する。

(7) 地域内の他組織との連携

風水害等対策編第2章第3節「自主防災組織の活動」3地域における自主防災組織の役割 (7) 地域内の他組織との連携を準用する。

(8) 情報の収集・伝達体制の整備

風水害等対策編第2章第3節「自主防災組織の活動」3地域における自主防災組織の役割 (8) 情報の収集・伝達体制の整備を準用する。

(9) 避難行動要支援者の支援体制の整備

風水害等対策編第2章第3節「自主防災組織の活動」3地域における自主防災組織の役割 (9) 避難行動要支援者の支援体制の整備を準用する。

(10) 資機材等の備蓄

風水害等対策編第2章第3節「自主防災組織の活動」3地域における自主防災組織の役割 (10) 資機材等の備蓄を準用する。

4 市の活動

風水害等対策編第2章第3節「自主防災組織の活動」4市の活動を準用する。

5 自主防災組織と消防団等との連携

風水害等対策編第2章第3節「自主防災組織の活動」5自主防災組織と消防団等との連携を準用する。

6 事業所等における自主防災活動

風水害等対策編第2章第3節「自主防災組織の活動」6事業所等における自主防災活動を準用する。

7 地域における自主防災活動の推進

風水害等対策編第2章第3節「自主防災組織の活動」7地域における自主防災活動の推進を準用する。

8 地域と学校との連携

風水害等対策編第2章第3節「自主防災組織の活動」8地域と学校との連携を準用する。

第4節 事業者の防災対策 ～ 第6節 防災訓練の実施（省略）

【地震災害対策編 P27】

第2章 災害予防対策

第7節 業務継続計画の策定

市、県及び事業者は、災害応急対策を中心とした業務の継続を確保するため、業務継続計画の策定に努める。

1 業務継続計画の概要

業務継続計画とは、災害時に短時間で重要な機能を再開し、事業を継続するために地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ事前に準備しておく対応方針を計画として策定するものであり、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認、バックアップシステムやオフィスの確保などを規定したものである。

特に、市及び県は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使

第4節 事業所の防災対策 ～ 第6節 防災訓練の実施（省略）

【地震災害対策編 P26】

第2章 災害予防対策

第7節 業務継続計画の策定

市____及び事業者は、災害応急対策を中心とした業務の継続を確保するため、業務継続計画の策定に努める。

1 業務継続計画の概要

業務継続計画とは、災害時に短時間で重要な機能を再開し、事業を継続するために地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ事前に準備しておく対応方針を計画として策定するものであり、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認、バックアップシステムやオフィスの確保などを規定したものである。

特に、市____は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使

用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておく。

2 市の業務継続計画（本文省略）

(1) (省略)

(2) 躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

【地震災害対策編 P28～P31】

第2章 災害予防対策

第8節 地震災害予防対策（本文省略）

1 火災予防（本文省略）

(1) 一般家庭に対する指導

ア～ウ（省略）

エ 家庭用小型燃料タンクは、転倒防止措置を施すよう指導する。

オ～カ（省略）

(2)～(3) (省略)

2 消防力の充実強化（本文省略）

(1) 総合的な消防計画の策定（本文省略）

ア～イ（省略）

ウ 火災防御困難地域の計画

木造建築物や老朽構造物等の密集地域、消防水利の未整備等、火災が発生すれば拡大が予想される区域について火災防御計画を定める。

資料編 ・火災発生により特に大火の危険が予想される密集地域 P261

(2) 消防資機材等の整備

ア 消防本部は、消防庁舎、消防署所、消防ポンプ自動車、はしご付消防ポンプ自動車、化学消防自動車等の消防施設・車両等の維持更新・機能強化

用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておく。

2 市の業務継続計画（本文省略）

(1) 省略

(2) 躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

【地震災害対策編 P27～P30】

第2章 災害予防対策

第8節 地震災害予防対策（本文省略）

1 火災予防（本文省略）

(1) 一般家庭に対する指導

ア～ウ（省略）

エ 家庭用小型燃料タンクは、転倒防止装置を施すよう指導する。

オ～カ（省略）

(2)～(3) (省略)

2 消防力の充実強化（本文省略）

(1) 総合的な消防計画の策定（本文省略）

ア～イ（省略）

ウ 火災防ぎよ困難地域の計画

木造建築物や老朽構造物等の密集地域、消防水利の未整備等、火災が発生すれば拡大が予想される区域について火災防ぎよ計画を定める。

資料編 ・火災発生により特に大火の危険が予想される密集地域 P250

(2) 消防資機材等の整備

ア 消防本部は、消防庁舎、_____消防ポンプ自動車、はしご付消防ポンプ自動車、化学消防自動車等の消防施設・車両等の維持更新・機能強化

を図るとともに、救助工作車、高規格救急車等の車両及び応急処置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努め、救急救助業務の高度化を推進する。

また、消防通信指令システムをはじめとする消防救急デジタル無線システムや各情報通信システムの機能維持と安定稼働を図る。なお、消防署所の適切な配置や施設・設備の近代化、計画的な更新等を推進し、首謀体制の強化を図るとともに、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の区域内にある消防署所等にあつては、災害時において災害応急対策の拠点としての機能を発揮するため、浸水対策等の観点から移転整備につとめる。

イ～ウ（省略）

資料編 ・消防機械器具保有数（車両等）、消防機械器具保有数（消防器具）
[P164、P165](#)
・消防団の消防設備 [P172](#)
・潜水資機材一覧表 [P177](#)
・管轄別消防水利施設数 [P178](#)

(3) 消防団の育成（省略）

3 消防水利の整備（省略）

資料編 ・管轄別消防水利施設数 [P178](#)
・耐震性貯水槽の整備一覧表 [P179](#)
・自然水利等一覧表 [P180](#)

4 建築物等の耐震対策

(1) 建築主の責務（省略）

(2) 市の役割

市は、次の事項を実施し、民間建築物の耐震性の向上を図る。

また、防災拠点となる公共施設、指定避難所等の非構造部材を含む耐震化についても、計画的かつ効果的な実施に努めるとともに災害時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努め_____、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

を図るとともに、救助工作車、高規格救急車等の車両及び応急処置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努め、救急救助業務の高度化を推進する。

また、消防通信指令システムをはじめとする消防救急デジタル無線システムや各情報通信システムの機能維持と安定稼働を図る。_____

イ～ウ（省略）

資料編 ・消防機械器具保有数（車両等）、消防機械器具保有数（消防器具）
[P153、P154](#)
・消防団の消防設備 [P161](#)
・潜水資機材一覧表 [P166](#)
・管轄別消防水利施設数 [P167](#)

(3) 消防団の育成（省略）

3 消防水利の整備（省略）

資料編 ・管轄別消防水利施設数 [P167](#)
・耐震性貯水槽の整備一覧表 [P168](#)
・自然水利等一覧表 [P170](#)

4 建築物等の耐震対策

(1) 建築主の責務（省略）

(2) 市の役割

市は、次の事項を実施し、民間建築物の耐震性の向上を図る。

また、防災拠点となる公共施設、指定避難所等の非構造部材を含む耐震化についても、計画的かつ効果的な実施に努めるとともに災害時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとし、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

さらに、平常時から、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。

(3)～(8) (省略)

(9) 情報システムの安全対策

ア～イ (省略)

5 被災建築物等に対する安全対策 ～ 6 都市防災不燃化促進対策 (省略)

【地震災害対策編 P 3 2】

第2章 災害予防対策

第9節 水害予防対策 (本文省略)

1 海岸保全施設の整備 ～ 2 河川管理施設の整備 (省略)

3 消防力 (水防) の強化

地震後の二次災害 (水害) に対処し、出水時の被害を軽減するため、雨量や河川水位等の水防情報に関する通信基盤を整備・活用するとともに、県や関係団体との連携を密にし、次により消防力 (水防) の強化に努める。

(1)～(3) (省略)

【地震災害対策編 P 3 2】

第2章 災害予防対策

第10節 地盤災害予防対策 (本文省略)

1 液状化対策の推進 ～ 2 液状化対策の知識の普及 (省略)

資料編 ・ 震度分布図 ・ 液状化危険度分布図 (南海トラフ巨大地震) P856

3 農地保全対策の実施

地震時の異常な自然現象に際し、崩壊の危険のある農地、農業用施設の保全を図る。

4 大規模盛土造成地マップの作成等

市及び県は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マッ

さらに、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。

(3)～(8) (省略)

(9) 情報システムの安全対策

ア～イ (省略)

5 被災建築物等に対する安全対策 ～ 6 都市防災不燃化促進対策 (省略)

【地震災害対策編 P 3 1】

第2章 災害予防対策

第9節 水害予防対策 (本文省略)

1 海岸保全施設の整備 ～ 2 河川管理施設の整備 (省略)

3 消防力 (水防) の強化

地震後の二次災害 (水害) に対処し、出水時の被害を軽減するため、雨量や河川水位等の水防情報に関する通信基盤を整備・活用するとともに、関係団体との連携を密にし、次により消防力 (水防) の強化に努める。

(1)～(3) (省略)

【地震災害対策編 P 3 1】

第2章 災害予防対策

第10節 地盤災害予防対策 (本文省略)

1 液状化対策の推進 ～ 2 液状化対策の知識の普及 (省略)

資料編 ・ 液状化危険度分布図 (南海トラフ巨大地震) P857

プを公表するとともに、滑動崩壊のおそれ大きい大規模盛土造成地において、宅地の耐震化を推進するよう努める。

【地震災害対策編 P 3 3】

第2章 災害予防対策

第11節 孤立地区対策（省略）

【地震災害対策編 P 3 4～P 3 7】

第2章 災害予防対策

第12節 市民生活の確保対策

地震災害が発生した場合の市民の生活や安全を確保するため、あらかじめ市等において避難計画を作成するほか、食料や生活物資等の確保、医療救護・防疫体制等の確立などに努める。

また、市は、県への応援要求が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくよう努める。

さらに、市は県とともに、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

なお、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

1 避難計画の作成

市及び学校、病院、社会福祉施設、工場等防災上重要な施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路、避難方法及び避難誘導責任者等を定めた避難計画を作成し、

【地震災害対策編 P 3 1】

第2章 災害予防対策

第11節 孤立地区対策（省略）

【地震災害対策編 P 3 2～P 3 5】

第2章 災害予防対策

第12節 市民生活の確保対策

地震____が発生した場合の市民の生活や安全を確保するため、あらかじめ市等において避難計画を作成するほか、食料や生活物資等の確保、医療救護・防疫体制等の確立などに努める。

また、市は、県への応援要求が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくよう努める。

さらに、市は県とともに、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

さらに、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

1 避難計画の作成

市及び学校、病院、社会福祉施設、工場等防災上重要な施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路、避難方法及び避難誘導責任者等を定めた避難計画を作成し、

住民等に周知徹底を図るとともに、計画に基づいた訓練を行う。

市は、避難計画の作成に当たり、避難情報の確実な伝達手段の確保のほか、あらかじめ指定緊急避難場所、指定避難所、避難路を指定するとともに、指定避難所に必要な設備、資機材の配備・職員の確保を図り、避難住民の健康状態の把握等のため保健師等による巡回健康相談等を実施することを定めるとともに、避難指示等のほか、避難行動要支援者等特に避難行動に時間を要する者に対して、避難の開始を求めるとともに、高齢者等以外の者に対しても、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を発令するとともに、関係住民への伝達も含めた避難支援体制の充実・強化を図る。

指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

市及び県は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報利用の目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。

また、新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症及び新感染症を含む。）の自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、災害発生前から県・西条保健所及び福祉部との連携の下、自宅療養者等々の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。これらのことが円滑に行えるよう新型インフルエンザ等感染症等発生前から関係機関との調整に努めるものとする。

市及び県は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。

また、市及び県は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。

住民等に周知徹底を図るとともに、計画に基づいた訓練を行う。

市は、避難計画の作成に当たり、_____あらかじめ指定緊急避難場所、指定避難所、避難路を指定するとともに、指定避難所に必要な設備、資機材の配備・職員の確保を図り、避難住民の健康状態の把握等のため、保健師等による巡回健康相談等を実施することを定めるとともに、避難指示等のほか、避難行動要支援者等特に避難行動に時間を要する者に対して、避難の開始を求めるとともに、高齢者等以外の者に対しても、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を発令するとともに、関係住民への伝達も含めた避難支援体制の充実・強化を図る。

さらに、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。_____

とする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

(1) 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

市は、住民の生命・身体の安全を確保するため、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害等に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得たうえで、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るための指定避難所について必要十分な数、規模の施設等をあらかじめ指定・整備し、平常時から、場所や収容人数、家庭動物の受入れ方法等について、住民への周知徹底を図るとともに、本地域防災計画に定めるほか、避難所施設の管理者や自主防災組織等と避難所の開設や運営方法、役割分担等について協議等を行うとともに、情報を共有する。

また、これらの指定緊急避難場所、指定避難所及びその周辺道路に日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、案内標識、誘導標識等を設置し、速やかに避難できるよう平素から関係地域住民に周知を図るよう努める。

さらに、要配慮者に配慮し、民間賃貸住宅、社会福祉施設への緊急入所等、多様な避難所の確保に努めるとともに、プライバシーの確保や男女のニーズの違い等にも配慮するほか、動物の同行避難が可能な指定避難所の設置も検討する。

ア～ウ(省略)

資料編 ・ 緊急避難場所及び一般避難所の指定一覧 [P73](#)

(2) 避難路の指定 ～ (4) 指定避難所の設備及び資機材の配備 (省略)

(1) 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

市は、住民の生命・身体の安全を確保するため、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害_____等を踏まえ、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害等に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るための指定避難所について必要十分な数、規模の施設等をあらかじめ指定・整備し、_____

_____本地域防災計画に定めるとともに、避難所施設の管理者や自主防災組織等と避難所の開設や運営方法、役割分担等について協議等を行うとともに、情報を共有する。

また、これらの指定緊急避難場所、指定避難所及びその周辺道路に日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、案内標識、誘導標識等を設置し、速やかに避難できるよう平素から関係地域住民に周知を図るよう努める。

さらに、要配慮者に配慮し、民間賃貸住宅、社会福祉施設への緊急入所等、多様な避難所の確保に努めるとともに、プライバシーの確保や男女のニーズの違い等にも配慮するほか、動物の同行避難が可能な指定避難所の設置も検討する。

加えて、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための避難所運営の留意点～対策ガイドライン～」(県作成)などを参考に、平常時から危機管理課と福祉部が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。

ア～ウ(省略)

資料編 ・ 緊急避難場所及び一般避難所の指定一覧 [P61](#)

(2) 避難路の指定 ～ (4) 指定避難所の設備及び資機材の配備 (省略)

(5) 市等の避難計画

ア 市の避難計画は、次の事項に留意して作成するとともに、自主防災組織の育成等を通じて平素から避難体制の確立を図る。

避難計画作成時の留意事項
1 避難情報の伝達方法
2 指定緊急避難場所、指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
3 指定緊急避難場所、指定避難所への経路及び誘導方法（特に、要配慮者への配慮）
4 指定避難所開設に伴う避難者救援措置に関する事項
(1) 給水措置
(2) 給食措置
(3) 毛布、寝具等の支給
(4) 衣料、生活必需品の支給
(5) 負傷者に対する応急救護
5 指定避難所の管理に関する事項
(1) 避難収容中の秩序保持
(2) 避難民に対する災害情報の伝達
(3) 避難民に対する応急対策実施状況の周知徹底
(4) 避難民に対する相談業務
6 災害時における広報
(1) 防災行政無線、広報車、市メール配信システム及び緊急速報メールによる周知
(2) 避難誘導員による現地広報
(3) 住民組織を通じた広報
7 夜間及び休日、荒天時等あらゆる条件下における避難誘導体制の整備

イ (省略)

(6) (省略)

(7) 避難所運営マニュアルの作成支援

市は、指定避難所における必要な情報の入手や、暑さ寒さ対策、健康・衛生管理、心のケアなど長期にわたる避難所運営を円滑に行うため、要配慮者や男女のニーズの違いに配慮し、誰もが避難所の設置や運営のノウハウを理解できるような分かりやすいマニュアルを策定する。

また、円滑な避難所運営体制の構築を図るため、住民も参画して感染症対策等も踏まえた実行性の高い避難所ごとの運営マニュアルの策定に取り組むとともに、良好な生活環境の確保のために、専門家等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。

なお、動物の同行避難が可能な指定避難所については、指定避難所における

(5) 市等の避難計画

ア 市の避難計画は、次の事項に留意して作成するとともに、自主防災組織の育成等を通じて平素から避難体制の確立を図る。

避難計画作成時の留意事項
1 避難指示の伝達方法
2 指定緊急避難場所、指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
3 指定緊急避難場所、指定避難所への経路及び誘導方法（特に、要配慮者への配慮）
4 指定避難所開設に伴う避難者救援措置に関する事項
(1) 給水措置
(2) 給食措置
(3) 毛布、寝具等の支給
(4) 衣料、生活必需品の支給
(5) 負傷者に対する応急救護
5 指定避難所の管理に関する事項
(1) 避難収容中の秩序保持
(2) 避難民に対する災害情報の伝達
(3) 避難民に対する応急対策実施状況の周知徹底
(4) 避難民に対する相談業務
6 災害時における広報
(1) 防災行政無線、広報車、市メール配信システム及び緊急速報メールによる周知
(2) 避難誘導員による現地広報
(3) 住民組織を通じた広報
7 夜間及び休日、荒天時等あらゆる条件下における避難誘導体制の整備

イ (省略)

(6) (省略)

(7) 避難所運営マニュアルの作成支援

市は、指定避難所における必要な情報の入手や、暑さ寒さ対策、健康・衛生管理、心のケアなど長期にわたる避難所運営を円滑に行うため、要配慮者や男女のニーズの違いに配慮し、誰もが避難所の設置や運営のノウハウを理解できるような分かりやすいマニュアルを策定する。

また、円滑な避難所運営体制の構築を図るため、住民も参画して感染症対策等も踏まえた実行性の高い避難所ごとの運営マニュアルの策定に取り組むとともに、良好な生活環境の確保のために、専門家等との定期的な情報交換_____に努める。

なお、動物の同行避難が可能な指定避難所については、指定避難所における

動物飼養に関する事項についてもマニュアルに定めるよう努める。

(8) (省略)

2 食料及び生活必需品の確保 ～ 4 物資供給体制の整備 (省略)

5 医療救護体制の確保 (本文省略)

(1) 実施方針

ア 被災者に対する医療救護は、原則として市が行う。市は、新居浜市医師会及び市内医療機関の協力を得て実施するが、市だけでは対応が困難な場合は、隣接市、県、国その他の関係機関の応援を得て行う。

イ 災害の発生に伴い、市民の生命と健康の安全を脅かす事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、市は、市の被害状況及び救急・救助活動状況等の情報を収集・把握し、状況により県に対して健康被害の発生予防、拡大防止、治療等の広域的救護活動を迅速に実施するよう要請する。

ウ 市は、地震被害想定調査における死傷者数等を勘案しながら自然災害や大規模事故の発生に備え策定した医療救護活動要領に基づき、救護所の設置、救護班の編成、保健医療活動チームの編成、救護病院等の患者受入れ、医薬品・医療資機材等の確保等に係る諸体制の充実を図る。

エ 医療救護活動の実施に当たっては、被災者のメンタルヘル스에配慮する。

6 防疫・衛生活動の確保

地震災害の発生に伴う感染症の発生と流行を未然に防止するため、次により、市は、防疫体制の確立を図るほか、食品の衛生監視に係る総合的な体制を整備する。

また、複数の自治体にまたがる食中毒の集団発生時における広域情報緊急処理体制を構築する。

(1) ～ (4) (省略)

7 保険衛生活動体制の整備 ～ 10 災害廃棄物の処理体制の整備 (省略)

動物飼養に関する事項についてもマニュアルに定めるよう努める。

(8) (省略)

2 食料及び生活必需品の確保 ～ 4 物資供給体制の整備 (省略)

5 医療救護体制の確保 (本文省略)

6 防疫・衛生活動の確保

地震災害の発生に伴う感染症の発生と流行を未然に防止するため、次により、市は、防疫体制の確立を図る_____

_____。

(1) ～ (4) (省略)

7 保健衛生活動の整備 ～ 10 災害廃棄物の処理体制の整備 (省略)

【地震災害対策編 P 3 8】

第2章 災害予防対策

第13節 市民生活の確保対策 ～ 第15節 情報通信システムの整備（省略）

【地震災害対策編 P 3 9～P 4 1】

第2章 災害予防対策

第16節 ライフラインの耐震対策（本文省略）

1 水道施設

市は、地震災害によって被災する箇所が生じても、それによって給水システム全体の機能が麻痺することのないよう 水道施設及び基幹管路の耐震性強化（停電対策を含む。）を図るとともに、被災した場合であっても、早急に復旧を行うことを基本に次の対策を講ずる。

- (1) (省略)
- (2) 情報電送システム、監視・制御システムについては、災害時にも十分に機能を発揮できるように整備する。
- (3) ～ (5) (省略)
- (6) 水道施設及び管路の耐震化
施設及び管路の更新計画に基づき、配水池・送水場等の水道施設及び基幹管路の耐震化を推進する。

2 下水道施設

(1) 市の活動

市は、下水道施設の機能停止は一時的なものであっても生活者に多大の影響を与えることから、特に重要な管渠、下水処理場、雨水ポンプ場について、耐震性を考慮し改築も含めて整備を促進する。

- (2) ～ (3) (省略)
- (4) 施設の補強・整備

【地震災害対策編 P 3 6】

第2章 災害予防対策

第13節 市民生活の確保対策 ～ 第15節 情報通信システムの整備（省略）

【地震災害対策編 P 3 7～P 3 9】

第2章 災害予防対策

第16節 ライフラインの耐震対策（本文省略）

1 水道施設

市は、地震災害によって被災する箇所が生じても、それによって給水システム全体の機能が麻痺することのないよう 耐震性に配慮した水道施設及び基幹管路の整備（停電対策を含む。）を図るとともに、被災した場合であっても、早急に復旧を行うことを基本に次の対策を講ずる。

- (1) (省略)
- (2) 情報電送システム、監視・制御システムについては、災害時にも十分に機能を発揮できるように整備する。
- (3) ～ (5) (省略)
- (6) 老朽管等施設の点検、耐震化
耐震性確保の観点から水道施設の総点検を実施し、老朽管など施設の老朽度を把握するとともに、新居浜市防災アセスメント結果を参考に、地形、地質の状況を勘案し、管路更新計画の策定による優先度を見極め、更新等の耐震化整備を計画的に推進する。

2 下水道施設

(1) 市の活動

市は、下水道施設の機能停止は一時的なものであっても生活者に多大の影響を与えることから、特に重要な管渠、下水処理場、雨水ポンプ場について、耐震性を考慮して 整備を促進する。

- (2) ～ (3) (省略)
- (4) 施設の補強・整備

ア 菅渠

軟弱地盤、液状化のおそれがある地盤においては、機能を確保させるため可とう性管、可とう性継ぎ手、液状化しない埋め戻し材(砕石等)を採用して、緊急度の高い箇所から順次、補強や整備を実施する。また、管渠施設の老朽化調査を行い、老朽化している施設については、改築も含めて耐震対策指針に基づく施設の整備に努める。

イ (省略)

3 工業用水道施設

- (1) 日常の保安点検等により施設の機能維持を図るとともに、施設の新設・改良の際には耐震設計、耐震施工に十分な配慮をする。
- (2) 老朽化の著しい管について、敷設替え等補強工事を行う。

(3) (省略)

4 電力施設 ～ 5 ガス施設 (省略)

6 電信電話施設 (西日本電信電話株式会社等) (本文省略)

- (1) 局舎の整備 (省略)
- (2) 局舎内設備の整備

ア 局舎内に設置する電気通信設備の振動による倒壊、損傷を防止するため、支持金具等による耐震措置を講じる。

イ～ウ (省略)

- (3) 局外設備の整備 (省略)
- (4) 災害対策用機器の整備

ア 通信の全面途絶地域、指定避難所等との通信を確保するために、衛星通信無線車、災害対策用無線機、移動無線機等を配備する。

(5) ～ (8) (省略)

7 廃棄物処理施設

風水害等対策編第2章第18節7「廃棄物処理施設」を準用する。

ア 菅渠

新居浜市防災アセスメント結果を参考に、軟弱地盤、液状化のおそれがある地盤においては、機能を確保させるため可とう性管、可とう性継ぎ手、液状化しない埋め戻し材(砕石等)を採用して、緊急度の高い箇所から順次、補強や整備を実施する。また、管渠施設の老朽化調査を行い、著しく老朽化が進行している施設については、改築も含めて耐震対策指針に基づく施設の整備に努める。

イ (省略)

3 工業用水道施設

- (1) 日常の保安点検等により施設の機能維持を図るとともに、施設の更新、改良の際には耐震設計、耐震施工に十分な配慮をする。
- (2) 老朽化の著しい管について、更新、管更生、耐震補強等により、耐震化を計画的に推進する。

(3) (省略)

4 電力施設 ～ 5 ガス施設 (省略)

6 電信電話施設 (西日本電信電話株式会社等) (本文省略)

- (1) 局舎の整備 (省略)
- (2) 局舎内設備の整備

ア 局舎内に設置する電気通信設備の振動による倒壊、損傷を防止するため、支持金具等による耐震措置を講ずる。

イ～ウ (省略)

- (3) 局外設備の整備 (省略)
- (4) 災害対策用機器の整備

ア 通信の全面途絶地域、避難場所等との通信を確保するために、衛星通信無線車、災害対策用無線機、移動無線機等を配備する。

(5) ～ (8) (省略)

7 廃棄物処理施設

(1) 廃棄物処理施設の補修体制の整備

市は、被災して一時停止した一般廃棄物処理施設等を修復・復旧するための

【地震災害対策編 P 4 2～P 4 5】

第2章 災害予防対策

第17節 公共土木施設等の耐震対策

道路、海岸、河川、港湾等の各種公共土木施設等は、ライフラインとともに、市民の日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできないものであり、また、地震発生後の災害復旧の根幹となるべき使命を担っている。

このため、それぞれの施設の目的に応じた整備促進に努めるとともに、応急復旧対策用人員及び資機材の確保と運用に係る体制の整備を図る。

また、余震、豪雨等に伴う二次災害を防止するための体制を整備するとともに、資機材の備蓄を可能な限り行う。

そのほか、災害発生時の緊急輸送活動のための多重化や代替性を考慮しつつ確保すべき輸送施設（道路、港湾等）及び輸送拠点について把握し、緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに応急活動等を円滑に進めるためのマニュアルの作成に努める。

さらに、災害復旧・復興に備え、施設台帳等の各種データの整備・保存、重要な公共土木施設等の資料整備と複製保存に努めるとともに、老朽化した公共土木施設等について、長寿命化修繕計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

1 防災上重要な建築物の耐震性確保の推進（本文省略）

(1) (省略)

(2) 社会福祉施設の整備

社会福祉施設等の収容者等を地震災害から守るため施設の耐震化を図る。

(3) 学校等施設の整備

児童、生徒、職業訓練生等の生命の安全を確保するとともに、円滑な避難等

点検手引きをあらかじめ作成する。

さらに、ごみ焼却施設、し尿処理施設、最終処分場等の廃棄物処理施設が被災した場合に対処するため、修復・復旧に必要な資機材等の備蓄に努める。

(2) (省略)

【地震災害対策編 P 4 0～P 4 3】

第2章 災害予防対策

第17節 公共土木施設等の耐震対策

道路、海岸、河川、港湾等の各種公共土木施設等は、ライフラインとともに、市民の日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできないものであり、また、地震発生後の災害復旧の根幹となるべき使命を担っている。

このため、それぞれの施設の目的に応じた整備促進に努めるとともに、応急復旧対策用人員及び資機材の確保と運用に係る体制の整備を図る。

また、余震、豪雨等に伴う二次災害を防止するための体制を整備するとともに、資機材の備蓄を可能な限り行う。

そのほか、災害発生時の緊急輸送活動のための多重化や代替性を考慮しつつ確保すべき輸送施設（道路、港湾等）及び輸送拠点について把握し、緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに応急活動等を円滑に進めるためのマニュアルの作成に努める。

さらに、災害復旧・復興に備え、施設台帳等の各種データの整備・保存、重要な公共土木施設等の資料整備と複製保存に努めるとともに、老朽化した公共土木施設等について、長寿命化___計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

1 防災上重要な建築物の耐震性確保の推進（本文省略）

(1) (省略)

(2) 社会福祉施設の整備

社会福祉施設__の収容者等を地震災害から守るため施設を耐震化_____

(3) 学校等施設の整備

児童、生徒、職業訓練生等の生命の安全を確保するとともに、円滑な避難等

の災害応急対策を実施するため、学校、高等技術専門校等の施設の耐震化を図る。

(4) 不特定多数が利用する公的建物の整備

教養文化施設、集会施設、スポーツレクリエーション施設等不特定多数の者が利用する公共施設の耐震化を図る。

(5) 庁舎、消防施設、警察施設等の整備

庁舎、消防施設、緊急物資集積場所となることが予想される施設等災害対策の拠点となる施設の耐震化を図る。

(6) 地域防災拠点施設

地域の防災活動を円滑に実施するため、また平常時には防災に関する広報・訓練を実施するための拠点となる施設の整備を図る。

また、地震災害時に災害応急対策及び応急復旧工事の拠点として、自動車駐車場、交通広場等オープンスペースの整備を図る。

2 道路施設等の整備

(1) 緊急輸送道路の確保

道路交通の確保は、地震発生後において、避難や救助をはじめ、物資の輸送や諸施設の復旧など応急対策活動を実施するうえで重要不可欠である。

このため、市は、緊急輸送道路の防災対策、震災対策及び改良整備を促進し、これらを有機的に連結させて緊急輸送ネットワークを形成し、諸活動の円滑化に寄与するとともに、パトロールや点検等管理体制の整備を図る。

また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。

さらに、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要の人員、資機材等の確保について、新居浜建設業協同組合等と協定を締結し体制の整備を図るとともに、道路啓開等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案する。

(2) 調査の実施

市及び他の道路管理者は、緊急輸送道路及び緊急性の高い路線については、

の災害応急対策を実施するため、学校、高等技術専門校等の施設を耐震化

(4) 不特定多数が利用する公的建物の整備

教養文化施設、集会施設、スポーツレクリエーション施設等不特定多数の者が利用する公共施設を耐震化

(5) 庁舎、消防施設、警察施設等の整備

庁舎、消防施設、緊急物資集積場所となることが予想される施設等災害対策の拠点となる施設を耐震化

(6) 地域防災拠点施設

地域の防災活動を円滑に実施するため、また平常時には防災に関する広報・訓練を実施するための拠点となる施設を整備

また、地震災害時に災害応急対策及び応急復旧工事の拠点として、駐駐車場、交通広場等オープンスペースの整備を図る。

2 道路施設等の整備

(1) 緊急輸送道路の確保

道路交通の確保は、地震発生後において、避難、救助をはじめ、物資の輸送諸施設の復旧など応急対策活動を実施するうえで重要不可欠である。

このため、市は、緊急輸送道路の防災対策、震災対策及び改良整備を促進し、これらを有機的に連結させて緊急輸送ネットワークを形成し、諸活動の円滑化に寄与するとともに、パトロールや点検等管理体制に資する。

また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。

さらに、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要の人員、資機材等の確保について、(一社)愛媛県建設業協会等と協定を締結し体制の整備を図る。また、道路啓開等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案する。

(2) 調査の実施

市及び他の道路管理者は、緊急輸送道路及び緊急性の高い路線については、

諸施設の耐震点検を定期的に実施し、震災対策の必要な箇所の把握に努める。

また、通常のパトロール等においても目視等による調査を実施する。

(3) 施設の補強・整備

市及び他の道路管理者は、耐震点検等で対策が必要とされた箇所及び未改良区間について、緊急輸送道路及び緊急性の高い路線及び箇所から順次、補強や整備を実施する。

ア～エ（省略）

(4) 施設の長寿命化対策

市（新居浜港務局を含む。）は、道路施設、海岸保全施設等の点検、診断等、劣化状況の把握や将来予測を行い、長寿命化修繕計画を作成・実施し、その適切な維持管理に努める。

3 海岸保全施設（省略）

4 河川管理施設

(1) 河川管理施設の確保

河川管理者は、耐震性に配慮した河川改修等の治水事業を実施し、河川管理施設の整備促進に努める。

(2)～(3)（省略）

5 砂防等施設

(1)（省略）

(2) 点検の実施

砂防等施設の管理者は、施設の点検を定期的に実施し、震災対策の必要な箇所の把握に努める。

(3)（省略）

6 漁港施設（省略）

7 港湾施設

(1) 物資輸送拠点の確保（省略）

(2) 海上輸送と道路輸送の連結

防災拠点となる港湾である新居浜港については、重要物流道路等により道路輸送ネットワークと密接に連結させ、緊急輸送ネットワークをより確実なもの

調査を実施し、震災対策の必要な箇所の把握に努める。

また、通常のパトロール等においても目視等による調査を実施する。

(3) 施設の補強・整備

市及び他の道路管理者は、____点検等で対応が必要とされた箇所及び未改良区間について、緊急輸送道路及び緊急性の高い路線及び箇所から順次、補強や整備を実施する。

ア～エ（省略）

(4) 施設の長寿命化対策

市（新居浜港務局を含む。）は、道路施設、海岸保全施設等の点検、診断等、劣化状況の把握や将来予測を行い、長寿命化____計画を作成・実施し、その適切な維持管理に努める。

3 海岸保全施設（省略）

4 河川管理施設

(1) 河川管理施設の確保

河川管理者は、耐震性に配慮した河川改修等__治水事業を実施し、河川管理施設の整備促進に努める。

(2)～(3)（省略）

5 砂防等施設

(1)（省略）

(2) 点検の実施

_____施設の点検を定期的に実施し、震災対策の必要な箇所の把握に努める。

(3)（省略）

6 漁港施設（省略）

7 港湾施設

(1) 物資輸送拠点の確保（省略）

(2) 海上輸送と道路輸送の連結

防災拠点となる港湾である新居浜港については、重要物流道路等により道路輸送ネットワークと密接に連結させ、緊急輸送ネットワークをより確実なもの

とする。また、内航海運組合連合会や旅客船協会との協定に基づき、陸上輸送の代替手段の確保に努める。

(3) 耐震点検の実施

港湾管理者は、防災拠点となる新居浜港の岸壁等を、輸送拠点として施設を利用するため、耐震点検を定期的実施し、震災対策の必要箇所の把握に努める。

(4) 施設の補強・整備

港湾管理者は、耐震点検・新たな知見等で対応が必要とされた施設について、緊急度の高い箇所から順次、耐震補強、免震化、液状化対策 等を実施する。

8 農業用施設

(1) ~ (2) (省略)

(3) 施設の補強・整備 (本文省略)

9 都市公園施設 (省略)

10 文化財の保護

(1) 文化財建造物及び文化財が収蔵されている建築物(以下「文化財等」という。)の地震時の安全性を確保するため、文化財の所有者、管理責任者又は管理団体(以下「所有者等」という。)は、必要な次の対策を講ずるものとし、新居浜市長は、県教育委員会と連携して、所有者等に対して適切な指導助言を行う。

ア 文化財等の耐震補強工事の実施

イ 日常の維持管理による部分的・応急的な補修の実施

ウ 安全な公開方法と避難方法・避難場所の設定

エ 地震発生時における連絡体制、関係機関に対する通報体制の確立

オ 安全性の確保された他の施設等への文化財の搬出と復旧のための支援体制の整備

カ 地震発生後の火災発生に対する防火施設の設置と防災訓練の実施

(2) 平成30年に策定した「えひめ文化財防災マニュアル」や令和2年に策定した「愛媛県文化財保存活用大綱」に基づき、市及び県内各市町、愛媛大学法

とする。また、内航海運組合連合会や旅客船協会との協定に基づき、 輸送の 確保に努める。

(3) 点検の実施

港湾管理者は、防災拠点となる新居浜港の岸壁等を、輸送拠点として施設を利用するため、 点検を定期的実施し、震災対策の必要箇所の把握に努める。

(4) 施設の補強・整備

港湾管理者は、 点検・新たな知見等で対応が必要とされた施設について、緊急度の高い箇所から順次、耐震補強、免震化、液状化対策や改修等を実施する。

8 農業用施設

(1) ~ (2) (省略)

(3) 施設の補強 (本文省略)

9 都市公園施設 (省略)

10 文化財の保護

 文化財が収蔵されている建築物(以下「文化財等」という。)の地震時の安全性を確保するため、文化財の所有者、管理責任者又は管理団体(以下「所有者等」という。)は、必要な次の対策を講ずるものとし、市教育委員会は、県教育委員会と連携して、所有者等に対して適切な指導助言を行う。

(1) 文化財等の耐震補強工事の実施

(2) 日常の維持管理による部分的・応急的な補修の実施

(3) 安全な公開方法と避難方法・避難場所の設定

(4) 地震発生時における連絡体制、関係機関に対する通報体制の確立

(5) 安全性の確保された他の施設等への文化財の搬出と復旧のための支援体制の整備

(6) 地震発生後の火災発生に対する防火施設の設置と防災訓練の実施

文学部、愛媛資料ネット、県建築士会、愛媛県博物館協会等からなるえひめ文化財等防災ネットワーク等と連携し、平常時には文化財情報の収集、共有、文化財防災訓練等の実施、非常時には被災情報の収集や被災文化財の救済活動等を行う。文化財防災に関しては国立文化財機構文化財防災センターと連携し、情報共有する。

11 市防災行政無線施設（省略）

【地震災害対策編 P 4 6～P 4 7】

第2章 災害予防対策

第18節 危険物施設等の耐震対策

地震発生時に、危険物施設等の火災や危険物の流出などがあった場合、周辺地域に多大な被害を及ぼすおそれがある。

このため、市は、これら施設の自主保安体制の充実、強化を指導し、地震対策と防災教育の推進を図る。

なお、石油コンビナート等特別防災区域の危険物施設等については、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）に基づく愛媛県石油コンビナート等防災計画に定めるところによる。

1 危険物施設（省略）

資料編 ・危険物製造所等設置許可数 [P195](#)

2 高圧ガス施設（省略） ～ 4 火薬類製造施設・貯蔵施設（省略）

【地震災害対策編 P 4 8】

第2章 災害予防対策

第19節 災害復旧・復興への備え

風水害等対策編第2章第2 7節「災害復旧・復興への備え」の定めるところによるが、地震災害時特有の災害復旧・復興への備えについては、次のとおり定める。

11 市防災行政無線施設（省略）

【地震災害対策編 P 4 4～P 4 5】

第2章 災害予防対策

第18節 危険物施設等の耐震対策

地震発生時に、危険物施設等の火災や危険物の流出などがあった場合、周辺地域に多大の被害を及ぼすおそれがある。

このため、市は、これら施設の自主保安体制の充実、強化を指導し、地震対策と防災教育の推進を図る。

なお、石油コンビナート等特別防災区域の危険物施設等については、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）に基づく愛媛県石油コンビナート等防災計画に定めるところによる。

1 危険物施設（省略）

資料編 ・危険物製造所等設置許可数 [P184](#)

2 高圧ガス施設（省略） ～ 4 火薬類製造施設・貯蔵施設（省略）

【地震災害対策編 P 4 6】

第2章 災害予防対策

第19節 災害復旧・復興への備え

風水害等対策編第2章第2 6節「災害復旧・復興への備え」の定めるところによるが、地震災害時特有の災害復旧・復興への備えについては、次のとおり定める。

1 災害廃棄物の発生への対応

市は、県とともに、地震による災害廃棄物の発生を抑制するため、建築物の耐震化等に努めるとともに大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制及び関係機関・民間事業者との協力体制の確立並びに十分な大きさの仮置場・処分場の確保に努める。

また、県とともに、県内で一定程度の余裕を持った処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図る。

さらに、建築物等への被害があり、有害物質の漏えい及び石綿の飛散が懸念される場合に備え、県、市又は事業者は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の体制の整備に努める。

また、環境省の災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）や災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、四国ブロック協議会等の取組に参画し、人材育成や受援体制の確立に努める。

2 地震保険の活用（省略）

【地震災害対策編 P 4 9～P 5 1】

第3章 災害応急対策（本文省略）

第1節 市の災害応急活動

市内に大規模な地震災害が発生し、甚大な被害が発生するおそれがある場合、市は、速やかに災害対策本部等組織の編成、要員の確保を行い、初動体制を確立するとともに、防災関係機関と相互に緊密な連携を図りながら応急対策を行うなど災害の拡大を防止するための活動体制を整備する。また、災害現場で活動する各機関の部隊等においても、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の健康管理やこまめな消毒等を徹底する。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

1 災害廃棄物の発生への対応

市は、県とともに、地震による災害廃棄物の発生を抑制するため、建築物の耐震化等に努めるとともに大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制及び関係機関・民間事業者との協力体制の確立並びに十分な大きさの仮置場・処分場の確保に努める。

また、県とともに、県内で一定程度の余裕を持った処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図る。

さらに、建築物等への被害があり、有害物質の漏えい及び石綿の飛散が懸念される場合に備え、県、市又は事業者は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の体制の整備に努める。

2 地震保険の活用（省略）

【地震災害対策編 P 4 7～P 4 9】

第3章 災害応急対策（本文省略）

第1節 市の災害応急活動

市内に大規模な地震災害が発生し、甚大な被害が発生するおそれがある場合、市は、速やかに災害対策本部等組織の編成、要員の確保を行い、初動体制を確立するとともに、防災関係機関と相互に緊密な連携を図りながら応急対策を行うなど災害の拡大を防止するための活動体制を整備する。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

大規模地震が発生した場合、甚大かつ広域的な被害が予想されると同時に、これまでの大災害で経験したような広域的な停電や断水の発生、防災拠点の被災、市等の行政機能の喪失、交通インフラの被災による応急対策活動への支障の発生、ガソリン等の燃料を含む各種物資の著しい不足などを含め、事前の想定を超える事態が発生するおそれがあることに十分留意しつつ、災害対策を行う必要がある。

また、災害発生中にその拡大を防止することが可能な災害については、その拡大を防止するため、必要な対策を講じる。

なお、この節に定めのない事項については、風水害等対策編第3章第2節「防災組織及び編成」による。

(応急対策の分担) (省略)

1 活動体制の区分及び設置基準 (省略)

2 職員の服務 (省略)

資料編 ・ 震度階級表 P69

3 災害警戒本部 (省略)

4 災害対策本部

(1) (省略)

(2) 地区連絡員

原則として、各校区に居住する職員の中からあらかじめ指名し、次により派遣されたときは情報収集活動及び広報活動を行う。

ア (省略)

イ 地区連絡員の派遣先

各 公民館・交流センター とする。

ウ 参集方法

上記ア(ア)の場合は、派遣先へ直ちに自主参集のうえ本部(動員班)へ報告し、同(イ)の場合は、本部(動員班)の指示を受けて派遣先に参集する。

大規模地震が発生した場合、甚大かつ広域的な被害が予想されると同時に、これまでの大災害で経験したような広域的な停電や断水の発生、防災拠点の被災、市等の行政機能の喪失、交通インフラの被災による応急対策活動への支障の発生、ガソリン等の燃料を含む各種物資の著しい不足などを含め、事前の想定を超える事態が発生するおそれがあることに十分留意しつつ、災害対策を行う必要がある。

また、災害発生中にその拡大を防止することが可能な災害については、その拡大を防止するため、必要な対策を講じる。

なお、この節に定めのない事項については、風水害等対策編第3章第2節「防災組織及び編成」による。

(応急対策の分担) (省略)

1 活動体制の区分及び設置基準

2 職員の服務 (省略)

資料編 ・ 気象庁震度階級関連開設表 P57

3 災害警戒本部 (省略)

4 災害対策本部

(1) (省略)

(2) 地区連絡員

大規模な地震災害時、「地区連絡員」は、市内全域をカバーし得るよう各公民館・交流センターに派遣され、情報収集活動及び広報活動を行う。

ア 地区連絡員の派遣基準

(ア) 市域に【震度6弱以上】の地震が発生したとき。

(イ) その他の状況により、市長が必要と認めたとき。

イ 地区連絡員の派遣先

各校区公民館・交流センターに派遣する。

ウ 地区連絡員

各校区に居住する職員のうちから、あらかじめ指名する職員をもって、地区連絡員とする。

地区連絡員となった職員は、市域に震度6弱以上の地震が発生したとき

エ 自主防災組織・自治会の連絡員との連携

各校区連合自治会長は、震度6弱以上の地震が発生した場合、各公民館・交流センターに自主防災組織・自治会の連絡員を派遣する。

地区連絡員は、自主防災組織・自治会から派遣された連絡員と連携し、被害情報の収集や市からの情報の伝達を行う。

【地震災害対策編 P51】

第3章 災害応急対策

第2節 通信連絡（省略）

【地震災害対策編 P52～P61】

第3章 災害応急対策

第3節 情報活動（本文省略）

1 地震・津波情報の種類（省略）

2 情報収集体制の確立・強化（本文省略）

(1)～(3)（省略）

(4) 有線通信が途絶した場合の措置

ア 県、隣接市町及び防災関係機関との連絡

県防災通信システム（地上系・衛星系）を利用して行い、停電時には、非常電源により常時通信を確保する。

また、必要に応じて消防無線、警察無線、伝令の派遣等による。

資料編 ・愛媛県防災通信システム（地上系・衛星系）回線構成図 [P137](#)

イ（省略）

資料編 ・新居浜市防災行政無線設置状況 [P131](#)

ウ（省略）

資料編 ・市内のアマチュア無線グループ [P138](#)

は、各公民館・交流センターへ直ちに参集し、本部（動員班）へ報告する。

エ 自治会連絡員の派遣

各校区連合自治会長は、震度6弱以上の地震が発生した場合、各公民館・交流センターに自主会連絡員を派遣するものとする。

【地震災害対策編 P49】

第3章 災害応急対策

第2節 通信連絡（省略）

【地震災害対策編 P50～P59】

第3章 災害応急対策

第3節 情報活動（本文省略）

1 地震・津波情報の種類（省略）

2 情報収集体制の確立・強化（本文省略）

(1)～(3)（省略）

(4) 有線通信が途絶した場合の措置

ア 県、隣接市町及び防災関係機関との連絡

県防災通信システム（地上系・衛星系）を利用して行う。なお、停電に備え、非常電源として発動発電機が設置され、常時通信が確保されている。

また、必要に応じ消防無線、警察無線、伝令の派遣等による。

資料編 ・愛媛県防災通信システム（地上系・衛星系）回線構成図 [P119](#)

イ（省略）

資料編 ・新居浜市防災行政無線設置状況 [P113](#)

ウ（省略）

資料編 ・市内のアマチュア無線グループ [P120](#)

(5) 無線通信の利用

ア (省略)

イ 移動系防災行政無線 (本文省略)

(ア) 通信の統制 (本文省略)

a 重要通信の優先の原則 (救助、避難情報の重要性の高い通信を優先する。)

b ~ e (省略)

(イ) (省略)

3 地震直後の情報活動の強化

(1) (省略)

(2) 地震発生直後の被害の第1次情報等の収集、連絡

庶務班長は、地震による人的被害の状況 (行方不明者の数を含む。)、建築物の被害状況及び火災、津波、土砂災害発生状況、119番通報の殺到状況等の情報を関係各班から収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた情報から直ちに東予地方局を通じ県へ連絡する。ただし、通信の途絶等により県への連絡ができない場合には、国 (総務省消防庁経由) へ連絡する。

また、震度5強以上を記録した場合 (被害の有無を問わない) には、市から直接消防庁へも報告する。

特に、行方不明者の数については、搜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、市の区域 (海上を含む。) 内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。さらに、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村 (外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省) 又は県に連絡する。

なお、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

4 地震関連情報の収集、伝達

(1) (省略)

(2) 地震関連情報の収集

(5) 無線通信の利用

ア (省略)

イ 移動系防災行政無線 (本文省略)

(ア) 通信の統制 (本文省略)

a 重要通信の優先の原則 (救助、避難指示等の重要性の高い通信を優先する。)

b ~ e (省略)

(イ) (省略)

3 地震直後の情報活動の強化

(1) (省略)

(2) 地震発生直後の被害の第1次情報等の収集、連絡

庶務班長は、地震による人的被害の状況 (行方不明者の数を含む。)、建築物の被害状況及び火災、津波、土砂災害発生状況、119番通報の殺到状況等の情報を関係各班から収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた情報から直ちに東予地方局を通じ県へ連絡する。ただし、通信の途絶等により県への連絡ができない場合には、国 (総務省消防庁経由) へ連絡する。

また、震度5強以上を記録した場合 (被害の有無を問わない) には、市から直接消防庁へも報告する。

特に、行方不明者の数については、搜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、市の区域 (海上を含む) 内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村 (外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省) 又は県に連絡する。

4 地震関連情報の収集、伝達

(1) (省略)

(2) 地震関連情報の収集

ア～イ (省略)

資料編 ・津波及び地震に関する情報等の流れ図 P67

ウ (省略)

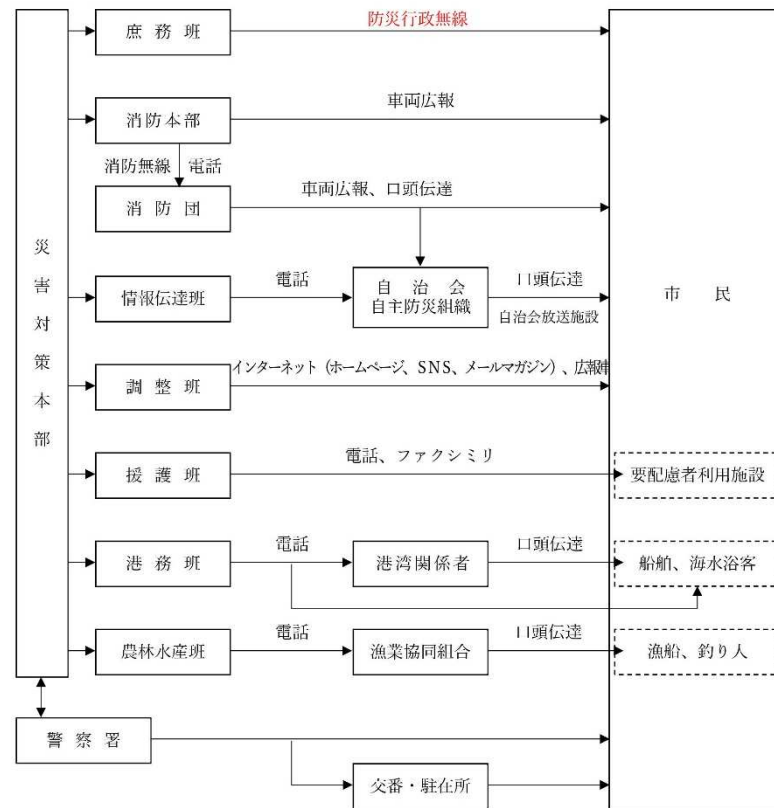
資料編 ・津波予報、地震情報等の種類 P61

(3) 地震関連情報の伝達 (本文省略)

(ア)～(ウ) (省略)

(エ) 伝達系統

防災行政無線、携帯電話 (緊急速報メール機能)



(4) (省略)

ア～イ

資料編 ・津波及び地震に関する情報の伝達系統 P55

ウ (省略)

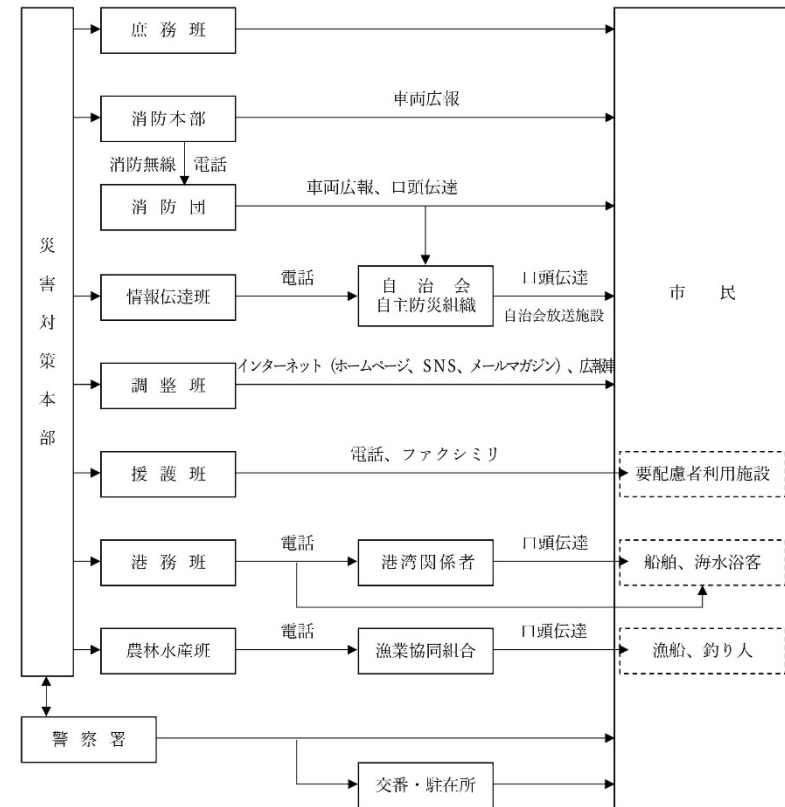
資料編 ・津波予報、地震情報等の種類 P50

(3) 地震関連情報の伝達 (本文省略)

(ア)～(ウ) (省略)

(エ) 伝達系統

防災行政無線、携帯電話 (緊急速報メール機能)



(4) (省略)

5 災害情報等の収集連絡

(1) 地震・津波情報等の受理・伝達・周知

ア (省略)

イ 受理した情報については、市防災行政無線(同報系)、IP告知システム、市公式ホームページ、一般加入電話(災害時優先電話・携帯電話・衛星携帯電話を含む。)、コミュニティFM 新居浜FM78.0、緊急速報メール、市公式X(旧Twitter)アカウント、市メールマガジン、広報車、地域住民による連絡網など、多様な手段を活用し、住民に対して周知徹底を図る。特に、大津波警報の伝達を受けた場合は、直ちに住民等に伝達する。

(2) 被害状況及び災害応急対策に関する情報の収集・伝達 (本文省略)

ア (省略)

イ 避難情報の発令又は警戒区域の設定状況

ウ～ケ (省略)

6 被害状況等に関する情報の収集

(1) 被害状況の収集 (本文省略)

ア (省略)

イ 収集の実施者

風水害等対策編第3章第4節3「被害状況等に関する情報の収集(3)収集の実施者」を準用する。

5 災害情報等の収集連絡

(1) 地震・津波情報等の受理・伝達・周知

ア (省略)

イ 受理した情報については、同報系防災行政無線(屋外スピーカ、戸別受信機)、広報車、IP告知システム、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、テレビ(ワンセグ含む)、ラジオ(コミュニティFM放送含む)、防災メール、スマートフォン向けアプリ、携帯電話(緊急速報メール機能含む)、Lアラート(災害情報共有システム)、ソーシャルメディア、地域住民による連絡網など、多様な手段を活用し、住民に対して周知徹底を図る。特に、大津波警報の伝達を受けた場合は、直ちに住民等に伝達する。

(2) 被害状況及び災害応急対策に関する情報の収集・伝達 (本文省略)

ア (省略)

イ 避難指示、緊急安全確保の発令又は警戒区域の設定状況

ウ～ケ (省略)

6 被害状況等に関する情報の収集

(1) 被害状況の収集 (本文省略)

ア (省略)

イ 収集の実施者

被害状況の収集は、災害対策本部の事務分掌に定められた各部の所管業務に基づいて、所属の職員が当たる。市及び防災関係機関のそれぞれの分担の一覧は、おおむね次のとおりである。

市及び防災関係機関の調査分担の一覧

調査実施者		収集すべき被害状況の内容
市	総務部調査班	1 住家の被害その他の物的被害
		2 救急救助活動の必要の有無
		3 火災等の二次災害の発生状況
		4 電力、電話等ライフラインの機能的被害
		5 その他本部長が必要と認める事項
	消 防 部	1 人的被害の発生状況
		2 火災発生状況及び火災による物的被害
		3 危険物取扱施設の物的被害
		4 要救援救護情報及び救急医療活動情報
		5 避難の必要の有無及び避難の状況
		6 その他消防活動上必要ある事項
	施設の管理者	1 所管施設の来所者、入所者、職員等の人的被害 2 所管施設の物的被害及び機能被害
職務上の関連部班	1 所管する施設の人的、物的、機能的被害 2 所管する事項に関する人的、物的、機能的被害	
警 察 署	1 被害状況、治安状況、救援活動及び警備活動の状況	
	2 交通機関の運行状況及び交通規制の状況	
	3 犯罪の防止に関し執った措置	
	4 その他活動上必要ある事項	
海 上 保 安 署	1 被災地周辺海域の船舶交通の状況	
	2 被災地周辺海域の漂流物の状況	
	3 船舶、海洋施設、港湾施設等の被害状況	
	4 水路、航路標識の異状の有無	
	5 港湾等における避難者の状況	
	6 その他活動上必要ある事項	
その他の防災機関	1 市域内の所管施設に対する被害状況及び災害に対しすでに執った措置	
	2 災害に対し今後執ろうとする措置	
	3 その他活動上必要ある事項	

- (2) 調査班による被害調査
 ア 被害調査の実施（省略）
 イ 調査の実施要領

- (2) 調査班による被害調査
 ア 被害調査の実施（省略）
 イ 調査の実施要領

風水害等対策編第3章第4節3「被害状況等に関する情報の収集(4)調査班による被害調査の実施 イ 調査の実施要領」を準用する。

(3) 参集途上の被害状況の収集

風水害等対策編第3章第4節3「被害状況等に関する情報の収集(5)参集途上の被害状況の収集」を準用する。

(4) ~ (8) (省略)

資料編 ・ 様式 I 市様式5 災害通報受信票兼処理票 P787

資料編 ・ 様式 I 市様式6 自治会等被害状況報告 P788

(ア) 調査班の編成

総務部長は、被害調査実施のため、班を編成する。班の構成、各編成数その他必要な事項は、事態に応じて適宜決定するが、おおむね次のような体制で行う。

活動項目	班数	1班当たりの構成員	構成課
連絡、集計	1~2	5名程度	市民税課、資産税課、収税課
災害情報収集	15	3名程度	

(イ) 調査事項

調査事項は、次のとおりとする。

- a 住家の被害その他の物的被害
- b 救急救助活動の必要の有無
- c 火災等の二次災害の発生状況
- d 電力、電話、LPガス等ライフラインの機能的被害
- e その他本部長が必要と認める事項

(ウ) 実施要領

- a 調査は、防災関係機関、各地域の消防団、自治会長、市民等の協力を得て、実施する。
- b 無線通信機の有効適切な活用を図り、調査結果を庶務班長へ報告する。
- c 調査の際、重要な情報を得たときは、直ちに総務部長を通じて、庶務班長へ報告する。

(3) 参集途上の被害状況の収集

休日等に動員配置につく職員は、参集途上に可能な限り被害状況を収集し、登庁後速やかに各部長に報告する。なお、この場合は、速報性を重視し、あまりに詳細な調査は行わないものとする。

(4) ~ (8) (省略)

資料編 ・ 様式 I _____ 災害通報受信票兼処理票 P785

資料編 ・ 様式 I _____ 自治会等被害状況報告 P786

(9) ヘリコプターによる情報収集

甚大な被害により市の被害状況の全容が不明等の場合は、市長は、東予地方局を通じて、県、県警察本部、海上保安本部、自衛隊(県へ直接要請)等のヘリコプターを所有する各機関に情報収集のための偵察活動を要請する。

ア 火災発生場所、延焼の状況

イ がけ崩れ、液状化等の発生状況

ウ 津波等の発生状況

エ 道路被害状況(道路交通機能確保状況)

オ 建築物の被害状況(概括)

カ 公共機関及び施設の被害状況

キ 住民の動静、その他

7 情報の伝達

県との情報の収集・伝達は、県防災通信システム(地上系・衛星系)や県災害情報システムをはじめ多様な通信手段で行う。

また、市民への伝達は、防災行政無線(同報系)、IP告知システム、ラジオ(コミュニティFM 新居浜FM78.0を含む。)、緊急速報メール、一般加入電話(災害時優先電話・携帯電話・衛星携帯電話を含む。)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、Lアラート(災害情報共有システム)、広報車、市公式ホームページ、市メールマガジン、市公式Facebook、市公式X(旧Twitter)アカウント、市公式LINEアカウント、地域住民による連絡網など、多様な手段を活用し、住民への確実な情報の伝達に努める。

状況によっては、県を通じて報道機関及びポータルサイト・サーバー運営業者に緊急放送を依頼し、ラジオ、テレビ、ポータルサイト等を用いて住民への周知徹底を図る。

8 被害状況のとりまとめ(省略)

(9) ヘリコプターによる情報収集

甚大な被害により市の被害状況の全容が不明等の場合は、市長は、東予地方局を通じて、県、県警察本部、海上保安本部、自衛隊_____等へヘリコプターを所有する各機関に情報収集のための偵察活動を要請する。

ア 火災発生場所、延焼の状況

イ _____
津波等の発生状況

ウ 道路被害状況(道路交通機能確保状況)

エ 建築物の被害状況(概括)

オ 公共機関及び施設の被害状況

カ 住民の動静、その他

7 情報の伝達

県との情報の収集・伝達は、県防災通信システム(地上系・衛星系)や県災害情報システムをはじめ多様な通信手段で行う。

また、市民への伝達は、同報系防災行政無線(屋外スピーカ、戸別受信機)、IP告知システム、ラジオ(コミュニティFM放送含む)、防災メール、スマートフォン向けアプリ、携帯電話(緊急速報メール機能含む)、Lアラート(災害情報共有システム)、ソーシャルメディア、広報車、_____

_____地域住民による連絡網など、多様な手段を活用し、住民への確実な情報の伝達に努める。

状況によっては、県を通じて報道機関及びポータルサイト・サーバー運営業者に緊急放送を依頼し、ラジオ、テレビ、ポータルサイト等を用いて住民への周知徹底を図る。

8 被害状況のとりまとめ(省略)

- 資料編
- ・被害状況及び活動状況の報告区分 [P847](#)
 - ・様式 I [市様式7](#) 災害状況調査個表（住家・非住家・人的被害）
[P789](#)
 - ・様式 I [市様式8](#) 災害状況調査個表（施設等被害） [P790](#)
 - ・様式 I [市様式9](#) 広報等依頼要請書 [P791](#)
 - ・様式 II 県様式1 災害発生報告 [P819](#)
 - ・様式 II 県様式2の(1) 中間報告、最終報告 [P820](#)
 - ・様式 II 県様式2の2 被害状況内訳表 [P822](#)
 - ・様式 II 別表 災害の被害認定基準 [P830](#)

9 報告及び要請事項の処理

(1) ~ (2) (省略)

(3) 県災害対策本部に対する報告及び要請（本文省略）

ア ~ イ (省略)

- 資料編
- ・様式 II 県様式1 災害発生報告 [P819](#)
 - ・様式 II 県様式2の(1) 中間報告、最終報告 [P820](#)
 - ・様式 II 県様式2の2 被害状況内訳表 [P822](#)

ウ 報告先

庶務班長が県等に行う災害情報の報告先は、次のとおりである。

災害情報の報告先

県が災害対策本部（県災害警戒本部）を 設置する前	県が災害対策本部（県災害警戒本部）を 設置した時
東予地方局 <u>地域産業振興部</u> 総務県民課 防災対策室 ・電話（直通）0897-56-3731（FAX兼用） ・県防災通信システム 電話 地上系 69-501-0-213 防災電話機 501-22~24 , 501-31~32 F A X 地上系 501-21	県災害対策本部東予地方本部 （県災害警戒本部東予地方本部） <u>地方司令部</u>

- 資料編
- ・被害状況及び活動状況の報告区分 [P847](#)
 - ・様式 I _____ 災害状況調査個表（住家・非住家・人的被害）
[P787](#)
 - ・様式 I _____ 災害状況調査個表（施設等被害） [P788](#)
 - ・様式 I _____ 広報等依頼要請書 [P789](#)
 - ・様式 II 県様式1 災害発生報告 [P817](#)
 - ・様式 II 県様式2_(1) 中間報告、最終報告 [P818](#)
 - ・様式 II 県様式2_2 被害状況内訳表 [P820](#)
 - ・様式 II 別表 災害の被害認定基準 [P828](#)

9 報告及び要請事項の処理

(1) ~ (2) (省略)

(3) 県災害対策本部に対する報告及び要請（本文省略）

ア ~ イ (省略)

- 資料編
- ・様式 II 県様式1 災害発生報告 [P817](#)
 - ・様式 II 県様式2_(1) 中間報告、最終報告 [P818](#)
 - ・様式 II 県様式2_2 被害状況内訳表 [P820](#)

ウ 報告先

庶務班長が県に行う災害情報の報告先は、次のとおりである。

災害情報の報告先

県が災害対策本部（県災害警戒本部）を 設置する前	県が災害対策本部（県災害警戒本部）を 設置した時
東予地方局 <u>総務企画部</u> 総務県民課防災対策室 ・電話（直通）0897-56-3731（Fax 兼用） ・県防災通信システム 電話 地上系 501-0-213 （発信特番：6） 衛星系 320-213 （発信特番：8） 防災電話機 501-22~501-23 （発信特番：なし） F A X 地上系 501-2	県災害対策本部東予地方本部 （県災害警戒本部東予地方本部） <u>災害対策班（地方本部事務局）</u>

消防庁への報告先

平日(9:30~18:15) <u>総務省 消防庁 広域応援室</u>	左記以外 <u>総務省 消防庁 宿直室</u>
<u>・ N T T回線</u> 電話(直通) 03-5253-7527 F A X 03-5253-7537	<u>・ N T T回線</u> 電話(直通) 03-5253-7777 F A X 03-5253-7553
<u>・ 消防防災無線</u> 電話 63-90-49013 F A X 63-90-49033	<u>・ 消防防災無線</u> 電話 63-90-49102 F A X 63-90-49036
<u>・ 地域衛星通信ネットワーク</u> 電話 64-048-500-90-49013 F A X 64-048-500-90-49033	<u>・ 地域衛星通信ネットワーク</u> 電話 64-048-500-90-49102 F A X 64-048-500-90-49036

消防庁への報告先

平日(9:30~18:30) <u>※防災課応急対策室</u>	左記以外 <u>総務省 消防庁 ※宿直室</u>
電話(直通) 03-5253-7527 F A X 03-5253-7537	電話(直通) 03-5253-7777 F A X 03-5253-7553

【地震災害対策編 P 6 2～P 6 3】

第3章 災害応急対策

第4節 広報活動（本文省略）

（応急対策の分担：省略）

1 広報内容（本文省略）

（1）～（2）（省略）

（3）地震活動等に関する情報及び注意の喚起

（4）～（18）（省略）

2 広報文例（本文省略）

資料編 ・ 防災行政無線 広報文例 P139
 ・ 緊急速報メール（エリアメール）送信文例 P146

【地震災害対策編 P 6 0～6 1】

第3章 災害応急対策

第4節 広報活動（本文省略）

（応急対策の分担：省略）

1 広報内容（本文省略）

（1）～（2）（省略）

（3）余震等に関する地震情報及び注意の喚起

（4）～（18）（省略）

2 広報文例（本文省略）

（1）市域に次の震度の地震が発生した時の広報文

- ア 震度5弱又は5強程度の地震の時 例文1
- イ 震度6弱の地震の時
（地震発生直後から30分の場合） 例文2
- ウ 震度6弱の地震の時
（地震発生時から30分以降24時間以内の場合） 例文3
- （2）市域に震度6強以上の地震が発生した時の広報文
- ア 被害の状況 例文4
- イ 火災発生時の状況 例文5
- ウ 安心情報 例文6
- エ 交通の状況 例文7

（3）避難、救護に関する広報文

- ア 避難準備の周知 例文9
- イ 避難の指示、誘導 例文10
- ウ 救護所設置 例文11
- エ 防疫、保健衛生に関する周知 例文12

資料編 ・ 避難、救護に関する広報文 P121

【地震災害対策編 P 6 4～P 6 5】

第3章 災害応急対策

第5節 避難活動（本文省略）

応急対策の分担

実施担当	実施内容
避難所班	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者の誘導及び収容に関すること。 ・避難所の開設及び運営に関すること。 ・社会教育団体等への協力要請に関すること。
別子山班	<ul style="list-style-type: none"> ・別子山地区の避難者の誘導及び収容に関すること。 ・別子山地区の避難所の開設及び運営に関すること。
教育班	<ul style="list-style-type: none"> ・被災児童生徒の救護及び避難誘導に関すること。 ・学校施設等の避難所開設及び運営の協力に関すること。
消防班	<ul style="list-style-type: none"> ・避難情報及び避難者の誘導に関すること。 ・警戒区域の設定に関すること。

1 避難の方法

避難情報が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことができる。

また、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行う。

災害の状況により異なるが、指定緊急避難場所等への避難が必要になった住民は、可能な限り自主防災組織（自治会、町内会等）の単位ごとに集団避難方法により、市職員、消防団員又は警察官の誘導の下、原則として次により避難する。

また、外国人、旅行者等に対して、災害・避難情報の提供（外国人向けの多言語による情報発信を含む。）に努め、確実な避難誘導を行う。

（1）避難情報が発令された要避難地区で避難を要する場合

ア 住民等は、自宅等の出火防止措置を講じた後、協力してあらかじめ定めた一時避難場所へ集合する。

イ 自主防災組織及び事業所等の防災組織（以下「自主防災組織等という。）は、一時避難場所を中心に組織をあげて救出・救護・消火・情報収集を行

【地震災害対策編 P 6 2～6 3】

第3章 災害応急対策

第5節 避難活動（本文省略）

応急対策の分担

実施担当	実施内容
避難所班	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者の誘導及び収容に関すること。 ・避難所の開設及び運営に関すること。 ・社会教育団体等への協力要請に関すること。
別子山班	<ul style="list-style-type: none"> ・別子山地区の避難者の誘導及び収容に関すること。 ・別子山地区の避難所の開設及び運営に関すること。
教育班	<ul style="list-style-type: none"> ・被災児童生徒の救護及び避難誘導に関すること。 ・学校施設等の避難所開設及び運営の協力に関すること。
消防班	<ul style="list-style-type: none"> ・避難指示及び避難者の誘導に関すること。 ・警戒区域の設定に関すること。

1 避難の方法

避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことができる。

また、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行う。

災害の状況により異なるが、指定緊急避難場所等への避難が必要になった住民は、可能な限り自主防災組織（自治会、町内会等）の単位ごとに集団避難方法により、市職員、消防団員又は警察官の誘導のもと原則として次により避難する。

また、外国人、旅行者等に対し、災害・避難情報の提供_____に努め、確実な避難誘導を行う。

（1）避難指示等が発令された要避難地区で避難を要する場合

ア 住民等は、自宅等の出火防止措置を講じた後、協力してあらかじめ定めた一時集合場所へ集合する。

イ 自主防災組織及び事業所等の防災組織_____は、一時集合場所を中心に組織をあげて救出・救護・消火・情報収

う。

ウ 住民等は、^{いっとき}一時避難場所の周辺地区の災害が拡大し危険が予想されるときは、自主防災組織等の単位ごとに可能な限り集団避難方法により指定避難場所、指定避難所へ避難する。

エ (省略)

(2) (省略)

2 指定避難所等の開設、運営 ～ 5 福祉避難所の設置 (省略)

資料編 ・ 緊急避難場所及び一般避難所の指定一覧 [P73](#)
・ 福祉避難所の指定一覧 [P76](#)

【地震災害対策編 P 6 6】

第3章 災害応急対策

第6節 緊急輸送活動 (省略)

【地震災害対策編 P 6 6】

第3章 災害応急対策

第7節 交通応急対策活動

風水害等対策編第3章第8節「交通応急対策」の定めるところによるが、大規模地震発生直後の道路は、自動車、落下物及び倒壊物等が散在していることが予想されることから、道路管理者等（道路管理者、港湾及び漁港管理者）は、緊急輸送等応急対策を円滑に行うため、これらの障害物を道路啓開等により速やかに除去するとともに、必要に応じ交通規制を実施するなど陸上交通の確保に努めるとともに、代替輸送路として、海上輸送路を確保する。また、海上においても、応急対策遂行のため、航路障害の除去及び必要に応じて船舶交通の規制を行う。

1 緊急地震速報を覚知した時及び地震発生時の自動車運転者の執るべき措置
～ 2 交通規制時の自動車運転者の措置 (省略)

集を行う。

ウ 住民等は、一時集合場所の周辺地区の災害が拡大し危険が予想されるときは、自主防災組織等の単位ごとに可能な限り集団避難方法により指定避難場所、指定避難所へ避難する。

エ (省略)

(2) (省略)

2 指定避難所等の開設、運営 ～ 5 福祉避難所の設置 (省略)

資料編 ・ 緊急避難場所及び一般避難所の指定一覧 [P61、64、67](#)
・ 福祉避難所の指定一覧 [P62、65、69](#)

【地震災害対策編 P 6 4】

第3章 災害応急対策

第6節 緊急輸送活動 (省略)

【地震災害対策編 P 6 4】

第3章 災害応急対策

第7節 交通応急対策活動

風水害等対策編第3章第8節「交通応急対策」の定めるところによるが、地震発生時の自動車運転者のとるべき措置について次のとおり定め、陸上交通の確保に努める。

1 緊急地震速報を覚知した時及び地震発生時の自動車運転者のとるべき措置
～ 2 交通規制時の自動車運転者の措置 (省略)

【地震災害対策編 P 6 7～P 6 8】

第3章 災害応急対策

第8節 消防活動（本文省略）

1 消防活動の基本方針（本文省略）

（1）消火活動の優先

地震災害は、人命に対する多様な危険現象が複合的に発生するが、最も被害を増幅するのは、二次的に発生する火災である。このことから、地震時における警防活動は、人命の安全確保を図るための活動を最優先させるとともに効果的な消防活動の推進を原則とし、総力をあげて出火防止と火災の早期鎮圧^ウ及び拡大防止を図る。

2 消防機関の活動

（1）消防本部の活動（省略）

（2）消防団の活動（本文省略）

ア～イ（省略）

ウ 避難誘導

避難^{情報}が発令された場合に、これを地域住民及び自主防災組織に伝達し、関係機関と連絡を取りながら住民を安全な場所に避難させる。

エ～カ（省略）

（3）（省略）

【地震災害対策編 P 6 9～P 7 3】

第3章 災害応急対策

第9節 水防活動 ～ 第28節 タイフラインの確保（省略）

【地震災害対策編 P 7 4～P 7 6】

第3章 災害応急対策

第29節 公共土木施設等の確保

【地震災害対策編 P 6 5～P 6 6】

第3章 災害応急対策

第8節 消防活動（本文省略）

1 消防活動の基本方針（本文省略）

（1）消火活動の優先

地震災害は、人命に対する多様な危険現象が複合的に発生するが、最も被害を増幅するのは、二次的に発生する火災である。このことから、地震時における警防活動は、人命の安全確保を図るための活動を最優先させるとともに効果的な消防活動の推進を原則とし、総力をあげて出火防止と火災の早期鎮圧^ウ及び拡大防止を図る。

2 消防機関の活動（省略）

（1）消防本部の活動（省略）

（2）消防団の活動（本文省略）

ア～イ（省略）

ウ 避難誘導

避難^{指示等}が発令された場合に、これを地域住民及び自主防災組織に伝達し、関係機関と連絡を取りながら住民を安全な場所に避難させる。

エ～カ（省略）

（3）（省略）

【地震災害対策編 P 6 7～P 7 0】

第3章 災害応急対策

第9節 水防活動 ～ 第28節 ライフラインの確保（省略）

【地震災害対策編 P 7 1～P 7 2】

第3章 災害応急対策

第29節 公共土木施設等の確保

公共土木施設等における復旧対策のため、発災後、直ちに所管する施設・設備の調査を専門技術者により実施するとともに、これらの被害状況を把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に速やかに応急復旧を行う。

また、地震活動あるいは降雨等による二次的な水害、土砂災害等の危険箇所の点検を行うものとし、その結果危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図るとともに、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事を実施する。

さらに、新居浜建設業協同組合等の協力を得て、障害物の除去、二次災害の防止工事、応急復旧、通行規制等に必要な人員、資機材等の確保に努める。

なお、必要に応じ、報道機関や地域住民に対して、緊急物資の輸送拠点や緊急輸送路、公共土木施設等の状況等の情報を提供する。

1 道路、橋梁

道路班長は、管理する道路、橋梁等道路施設が被害を受けた場合には、次のとおり応急復旧等を行い、路上障害物(路面変状の補修や迂回路の整備を含み、また、雪害における除雪を含む。)の有無も含めて、早急に被災状況を把握し、道路啓開等を行い、道路機能の確保に努める。

また、別子山班長は、別子山地区において同様の対応を行うが、必要に応じて道路班長が指示又は対応をする。

なお、迅速な救命救急や救援支援物資などを支えるため、必要に応じて、道路啓開等の代行を国土交通省等に要請し、被災の状況に応じ、通行止めや重量制限等の通行規制、迂回路の設定、二次災害の防止、応急工事など所要の応急措置を講じ、迂回路が確保できない場合は、仮道、仮棧橋の設置など早期に通行の確保が図れるよう必要な措置を講じる。

(1)～(2) (省略)

2 河川管理施設

土木班長は、堤防、護岸その他の河川管理施設が被害を受けた場合には、次のとおり応急措置に努める。

また、別子山班長は、別子山地区において同様の対応を行うが、必要に応じて土木班長が指示又は対応をする。

公共土木施設等における復旧対策のため、発災後、直ちに所管する施設・設備の調査を専門技術者により実施するとともに、これらの被害状況を把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に速やかに応急復旧を行う。

また、地震___あるいは降雨等による二次的な水害、土砂災害等の危険箇所の点検を行うものとし、その結果危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図るとともに、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事を実施する。

さらに、新居浜建設業協同組合等の協力を得て、障害物の除去、二次災害の防止工事、応急復旧、通行規制等に必要な人員、資機材等の確保に努める。

なお、必要に応じて、報道機関や地域住民に対して、緊急物資の輸送拠点や緊急輸送路、公共土木施設等の状況等の情報を提供する。

1 道路、橋梁

道路班長は、管理する道路、橋梁等道路施設が被害を受けた場合には、次のとおり応急復旧等を行い、_____

_____道路機能の確保に努める。

また、別子山班長は、別子山地区において同様の対応を行うが、必要に応じて道路班長が指示又は対応をする。

(1)～(2) (省略)

2 河川管理施設

下水道班長は、堤防、護岸その他の河川管理施設が被害を受けた場合には、次のとおり応急措置に努める。

また、別子山班長は、別子山地区において同様の対応を行うが、必要に応じて下水道班長が指示又は対応をする。

3 海岸保全施設

港務班長及び農林水産班長等は地震発生後、早急に被災状況を把握し、県等へ報告するほか、被害が確認された場合、堤防や護岸の崩壊等については、浸水被害及び施設の増破を防ぐため、土のうや矢板等により応急処置を講ずるとともに、水門等の被災については、故障や停電等により、運転が不能となることが予測されるため、土のうや矢板等により応急に締切りを行い、水防管理者と連携し排水ポンプ車等を配置するなどして内水の排除に努める。

また、海岸保全施設が破壊、損壊等の被害を受けた場合には、特に浸水による被害の拡大防止に重点を置き、速やかに施設の復旧に努める。

4 港湾施設 ～ 5 漁港施設（省略）

6 農業用施設（本文省略）

資料編 ・防災重点農業用ため池一覧表 P245

7 災害応急対策の拠点となる重要な庁舎等 ～ 9 都市公園施設（省略）

【地震災害対策編 P 7 7～P 7 8】

第3章 災害応急対策

第30節 危険物施設等の安全確保（本文省略）

1 危険物施設

(1) (省略)

(2) 市の活動

ア～イ (省略)

ウ 火災の防御は、市が保有する消防力を最大限活用して実施するとともに、必要に応じて、化学消防自動車等の派遣要請等他の機関の応援を受ける。

2 高圧ガス施設

(1) (省略)

(2) 市及び関係機関の活動

市は、公共の安全確保のために緊急に必要があると認めるときは、高圧ガス

3 海岸保全施設

港務班長及び農林水産班長等は地震発生後、早急に被災状況を把握し、県等へ報告するほか、被害が確認された場合、堤防や護岸の崩壊等については、浸水被害及び施設の増破を防ぐため、土のうや矢板等により応急処置を講ずるとともに、水門等の被災については、故障や停電等により、運転が不能となることが予測されるため、土のうや矢板等により応急に締切りを行い、_____排水ポンプ車等を動員して _____内水の排除に努める。

また、海岸保全施設が破壊、損壊等の被害を受けた場合には、特に浸水による被害の拡大防止に重点を置き、速やかに施設の復旧に努める。

4 港湾施設 ～ 5 漁港施設（省略）

6 農業用施設（本文省略）

資料編 ・防災重点農業用ため池一覧表 P235

7 災害応急対策の拠点となる重要な庁舎等 ～ 9 都市公園施設（省略）

【地震災害対策編 P 7 3～P 7 4】

第3章 災害応急対策

第30節 危険物施設等の安全確保（本文省略）

1 危険物施設

(1) (省略)

(2) 市の活動

ア～イ (省略)

ウ 火災の防ぎよは、市が保有する消防力を最大限活用して実施するとともに、必要に応じて、化学消防自動車等の派遣要請等他の機関の応援を受ける。

2 高圧ガス施設

(1) (省略)

(2) 市及び関係機関の活動

市は、公共の安全確保のために緊急に必要があると認めるときは、高圧ガ

製造事業者、高圧ガス貯蔵事業者、高圧ガス消費事業者等に対して、施設の使用停止等の措置を講じる。

消防等関係機関は、高圧ガス施設等に被害が及ばないよう適切な措置を講じる。

市は、災害時において、冷凍空調機器から冷媒ガス漏えいのおそれがある場合は、所有者の意向を受け速やかに県（環境・ゼロカーボン推進課）を通じて一般社団法人愛媛県冷凍空調設備工業会に緊急対応を要請する。

3 毒物・劇物貯蔵施設（省略）

資料編 ・危険部須製造所等設置許可数 P195

4 火薬類製造施設・貯蔵施設（省略）

【地震災害対策編 P 7 9】

第3章 災害応急対策

第31節 社会秩序維持活動（省略）

【地震災害対策編 P 8 0～P 8 1】

第4章 災害復旧・復興対策（本文省略）

第1節 災害復旧対策（本文省略）

1 激甚災害の指定（省略）

2 被災施設の復旧等

（1）被災施設の復旧等

被災した公共施設の災害復旧は、原形復旧を基本にしつつも、再度災害防止の観点から可能な限り改良復旧を行うなどの事業計画を速やかに策定し、社会経済活動の早急な回復を図るため迅速に実施する。特に、地震に伴う地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次的な土砂災害防止の観点から対策を講ずる。

また、道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路

ス製造事業者、高圧ガス貯蔵事業者、高圧ガス消費事業者等に対し、施設の使用停止等の措置を講じる。

消防等関係機関は、高圧ガス施設等に被害が及ばないよう適切な措置を講じる。

市は、災害時において、冷凍空調機器から冷媒ガス漏えいのおそれがある場合は、所有者の意向を受け速やかに県（環境政策課）を通じて一般社団法人愛媛県冷凍空調設備工業会に緊急対応を要請する。

3 毒物・劇物貯蔵施設（省略）

資料編 ・危険部須製造所等設置許可数 P184

4 火薬類製造施設・貯蔵施設（省略）

【地震災害対策編 P 7 4】

第3章 災害応急対策

第31節 社会秩序維持活動（省略）

【地震災害対策編 P 7 5～P 7 6】

第4章 災害復旧・復興対策（本文省略）

第1節 災害復旧対策（本文省略）

1 激甚災害の指定（省略）

2 被災施設の復旧等

（1）被災施設の復旧等

被災した公共施設の災害復旧は、原形復旧を基本にしつつも、再度災害防止の観点から可能な限り改良復旧を行うなどの事業計画を速やかに策定し、社会経済活動の早急な回復を図るため迅速に実施する。特に、地震に伴う地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次的な土砂災害防止の観点から対策を講ずる。

また、

と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連絡体制の整備・強化を図るものとし、ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり、復旧予定時期を明らかにするよう努める。

公共施設の復旧事業は、おおむね次の法律等に基づき、迅速かつ円滑に行う。

ア～オ（省略）

カ（省略）

キ（省略）

(2) 災害廃棄物の処理（本文省略）

ア（省略）

イ ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

ウ（省略）

エ（省略）

【地震災害対策編 P82】

第4章 災害復旧・復興対策

第2節 復興計画（本文省略）

1 復興計画の作成

(1)～(5)（省略）

(6) 大規模災害からの復興に関する法律等の活用

特定大規模災害が発生した場合は、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、復興を推進する。

市は、復興基本方針及び県復興方針に即して単独で又は県と共同で復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、

_____ ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり、復旧予定時期を明らかにするよう努める。

公共施設の復旧事業は、おおむね次の法律等に基づき、迅速かつ円滑に行う。

ア～オ（省略）

カ 水道施設については、上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費の国庫補助金交付要綱により実施する。

キ（省略）

ク（省略）

(2) 災害廃棄物の処理（本文省略）

ア（省略）

イ（省略）

ウ（省略）

【地震災害対策編 P77～P78】

第4章 災害復旧・復興対策

第2節 復興計画（本文省略）

1 復興計画の作成

(1)～(5)（省略）

(6) 大規模災害からの復興に関する法律__の活用

特定大規模災害が発生した場合は、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、復興を推進する。

市は、復興基本方針及び県復興方針に即して単独で又は県と共同で復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、

特定大規模災害によって土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

また、市は、復興計画の作成等のために必要がある場合は、関係地方行政機関に対して職員の派遣を要請し、又は知事に対して職員の派遣のあっせんを求める。

県及び市は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めてする。

2 防災まちづくりを目指した復興

風水害等対策編第4章第2節2「防災まちづくりを目指した復興」を準用する。

特定大規模災害により土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

また、市は、復興計画の作成等のために必要がある場合は、関係地方行政機関に対して職員の派遣を要請し、又は知事に対して職員の派遣のあっせんを求める。

2 防災まちづくりを目指した復興

(1) 必要に応じ、再度災害防止とより快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。その際、まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めるよう努める。併せて、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。

(2) 復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るよう努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

(3) 被災した学校施設の復興に当たり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図る。

(4) 防災まちづくりに当たっては、必要に応じ、避難路・避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾、空港など、骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等、ライフラインの耐震化、耐震性貯水槽の設置等を基本的な目標とする。この際、都市公園、河川等のオープンスペー

スの確保等は、単に避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するものであり、その点を十分住民に対し説明し理解と協力を得るように努める。

また、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等については、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りつつ進める。

(5) 既存不適格建築物については、防災とアメニティの観点から、その問題の重要性を住民に説明しつつ、市街地再開発事業等の適切な推進によりその解消に努める。

(6) 被災施設等の復旧事業、災害廃棄物の処理事業に当たり、あらかじめ定められた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、関係機関が緊密に連携し、可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には傾斜的、戦略的实施を行う。

(7) 新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を、住民に対し行う。

(8) 建築物等の解体等によるアスベストの飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。

(9) 被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

3 復興財源の確保

風水害等対策編第4章第2節3「復興財源の確保」を準用する。

4 事業推進の留意事項

風水害等対策編第4章第2節4「事業推進の留意事項」を準用する。

【地震災害対策編 P 8 3】

第4章 災害復旧・復興対策

第3節 被災者の生活再建支援

被災者が新たな生活への意欲を持つことに重点を置きながら、市民生活の安定を図るための施策を講じるとともに、自力による生活再建を支援し、被災地の速やかな復興を図る。

また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、地域の実情に応じた災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）を実施するほか、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用した支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

なお、この節に定めのない事項については、風水害等対策編第4章第4節「被災者等に対する支援」による。

1 被災者の経済的再建支援

(1) 基本方針

被災者が、震災による痛手から速やかに再起し、生活の安定を回復するため、被災者に対して金銭の支給及び資金の融資等の経済支援を行う。

(2) 市の活動

- ア 罹災証明書^書の発行
- イ (省略)

2 中小企業を対象とした支援 ～ 3 農林漁業者を対象とした支援 (省略)

【地震災害対策編 P 8 4】

第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1節 総則 (省略)

【地震災害対策編 P 7 9】

第4章 災害復旧・復興対策

第3節 被災者の生活再建支援

被災者が新たな生活への意欲を持つことに重点を置きながら、市民生活の安定を図るための施策を講ずるとともに、自力による生活再建を支援_____する。

なお、この節に定めのない事項については、風水害等対策編第4章第4節「被災者等に対する支援」による。

1 被災者の経済的再建支援

(1) 市の活動

- ア 罹災証明__の発行
- イ (省略)

2 中小企業を対象とした支援 ～ 3 農林漁業者を対象とした支援 (省略)

【地震災害対策編 P 8 0】

第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1節 総則 (省略)

【地震災害対策編 P 8 5】

第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第2節 関係者との連携協力の確保

- 1 資機材、人員等の配備手配（省略）
- 2 他機関に対する応援要請
(1)～(3)（省略）
(4) 自衛隊の災害派遣 要請の要求等

自衛隊の災害派遣要請の要求等については、風水害等対策編第3章第29節「自衛隊災害派遣要請の要求等」の定めるところによる。

- 3 帰宅困難者への対応（省略）

【地震災害対策編 P 8 6～P 9 0】

第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第3節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

1 津波からの防護

- (1) 市又は堤防、水門等の管理者は、地震が発生した場合は直ちに水門及び閘門の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講じるものとする。ただし、避難指示が発令されると津波に対する避難情報の対象区域への立ち入り等が制限されるため、津波浸水想定区域内の各施設については、避難情報が解除された後に緊急点検等を行う。

また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとする。

- (2)（省略）

- 2 津波に関する情報の伝達等（省略）

- 3 避難 情報 の発令基準

- (1) 地域住民に対する避難 情報 の発令基準は、原則として次のとおり。

【地震災害対策編 P 8 1】

第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第2節 関係者との連携協力の確保

- 1 資機材、人員等の配備手配（省略）
- 2 他機関に対する応援要請
(1)～(3)（省略）
(4) 自衛隊の災害派遣 _____

自衛隊の災害派遣要請の要求 _____ については、風水害等対策編第3章第29節「自衛隊災害派遣要請の要求等」の定めるところによる。

- 3 帰宅困難者への対応（省略）

【地震災害対策編 P 8 2～P 8 6】

第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第3節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

1 津波からの防護

- (1) 市又は堤防、水門等の管理者は、地震が発生した場合は直ちに、水門及び閘門の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講じるものとする。 _____

また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとする。

- (2)（省略）

- 2 津波に関する情報の伝達等（省略）

- 3 避難 指示等 の発令基準

- (1) 地域住民に対する避難 指示 の発令基準は、原則として次のとおり。

避難指示
津波注意報、津波警報、大津波警報のいずれかが発表されたとき。
本部長が必要と認めたとき。(※1)

※1 津波に対する避難基準について本部長が必要と認めたときの具体例

停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない場合	1分以上の強い揺れを感じた場合に避難指示を発令する。
遠地地震の場合	気象庁が発表する「遠地地震に関する情報」を参考に、状況に応じて、 <u>避難情報</u> の発令を検討する。

津波に対する避難情報の対象区域

津波注意報が発表された場合	海岸及び海上（海岸堤防等より海側）
津波警報又は大津波警報が発表された場合 (遠地地震の場合を除く)	津波浸水想定区域
_____	_____
_____	_____
_____	_____

ア (省略)

イ 津波警報、避難指示等の伝達に当たっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線(同報系)、IP告知システム、ラジオ(コミュニティFM 新居浜78.0を含む)、緊急速報メール、一般加入電話(災害時優先電話・携帯電話・衛星携帯電話を含む)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、Lアラート(災害情報共有システム)、広報車、市公式ホームページ、市メールマガジン、市公式Facebook、市公式X(旧Twitter)アカウント、市公式LINEアカウント、地域住民による連絡網など、多様な手段を活用し、住民に対して周

避難指示
津波注意報、津波警報、大津波警報のいずれかが発表されたとき。
本部長が必要と認めたとき。(※1)

※1 津波に対する避難基準について本部長が必要と認めたときの具体例

停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない場合	1分以上の強い揺れを感じた場合に避難指示を発令する。
遠地地震の場合	気象庁が発表する「遠地地震に関する情報」を参考に、状況に応じて、 <u>高齢者等避難</u> 、 <u>避難指示</u> の発令を検討する。

津波に対する避難指示等の対象区域

津波注意報が発表された場合	海岸及び海上（海岸堤防等より海側）	
津波警報又は大津波警報が発表された場合 (遠地地震の場合を除く)	津波浸水想定区域	
遠地地震に伴う 津波警報が発表 された場合	予想最高潮位※が2.7m以上 3.0m未満(TP)の場合 ($4.61m \leq CDL < 4.91m$)	川西地区の敷島通りより海側の区域(沿岸の埋立地及び尻無川の東側及び若水町一丁目を除く)
	予想最高潮位(※2)が3.0m以上(TP)の場合 ($CDL \geq 4.91m$)	高潮浸水想定区域

※2 予想最高潮位=津波到達日の満潮位(潮汐表はCDLで表示)+予想される津波の高さ

ア (省略)

イ 津波警報、避難指示等の伝達に当たっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、同報系防災行政無線(屋外スピーカ、戸別受信機)、広報車、IP告知システム、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、テレビ(ワンセグ含む)、ラジオ(コミュニティFM _____ 放送含む)、携帯電話(緊急速報メール機能含む)、Lアラート(災害情報共有システム)、_____ ソーシャルメディア、地域住民による連絡網など、多様な手段を活用し、住民に対して

知徹底を図る。

4 避難対策等

- (1) 地震発生時において津波による避難指示の対象となる地域は、愛媛県地震被害想定調査（南海トラフ巨大地震）の浸水想定地域のとおり。

なお、市は、レベル2の津波にも対応できる避難場所となる津波避難ビル等を適切に指定するほか、別に定める基準に基づき、耐震診断等を行い、原則として避難行動要支援者の避難支援のために必要に応じて行う屋内避難に使用する建物を明示する。

市は、地震発生時の建築物の倒壊や火災被害等の物的被害、それらに伴う人的被害の発生が懸念される木造住宅密集市街地において避難場所等を検討する場合は、必要に応じて延焼被害軽減対策等に取り組む。

また、市は災害救助法の適用となる避難対策について、適切な内容を行う。

なお、具体的な地域住民等の避難行動等については、風水害等対策編第3章第6節「避難活動」の定めるところによる。

- (2) 市は、(1)に掲げる地区ごとに、次の事項について関係地域住民等にあらかじめ十分周知を図る。

ア～キ（省略）

- (3)（省略）

- (4) 市は、避難所を開設した場合に、当該避難所に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣が行えるよう、あらかじめ計画を作成する。

- (5) 地域の自主防災組織及び施設又は事業所の自衛消防組織は、避難指示があったときはあらかじめ定めた避難計画及び災害対策本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置を執る。

- (6) 他人の介護等を要する者に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意する。

ア～イ（省略）

ウ 地震が発生した場合、市はアに掲げる者を収容する施設のうち自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行う。

周知徹底を図る。

4 避難対策等

- (1) 地震発生時において津波による避難指示の対象となる地域は、愛媛県地震被害想定調査（南海トラフ巨大地震）の浸水想定 のとおり。

なお、市は、レベル2の津波にも対応できる避難場所となる津波避難ビル等を適切に指定するほか、別に定める基準に基づき、耐震診断等を行い、原則として避難行動要支援者の避難支援のために必要に応じて行う屋内避難に使用する建物を明示するものとする。

市は、地震発生時の建築物の倒壊や火災被害等の物的被害、それらに伴う人的被害の発生が懸念される木造住宅密集市街地において避難場所等を検討する場合は、必要に応じて延焼被害軽減対策等に取り組むものとする。

また、市は災害救助法の適用となる避難対策について、適切な内容を行うものとする。

なお、具体的な地域住民等の避難行動等については、風水害等対策編第3章第6節「避難活動」の定めるところによる。

- (2) 市は、(1)に掲げる地区ごとに、次の事項について関係地域住民等にあらかじめ十分周知を図るものとする。

ア～キ（省略）

- (3)（省略）

- (4) 市は、避難所を開設した場合に、当該避難所に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣が行えるよう、あらかじめ計画を作成しておくものとする。

- (5) 地域の自主防災組織及び施設又は事業所の自衛消防組織は避難指示があったときは、あらかじめ定めた避難計画及び災害対策本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとるものとする。

- (6) 他人の介護等を要する者に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意するものとする。

ア～イ（省略）

ウ 地震が発生した場合、市はアに掲げる者を収容する施設のうち自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行うものとする。

(7)～(10) (省略)

5 消防機関等の活動

(1)～(2) (省略)

(3) 地震が発生した場合は、水防管理団体等は、次のとおり措置を執る。

ア～ウ (省略)

6 水道、電気、ガス、通信及び放送関係

(1) 水道

地域住民等の津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置を講じ、津波等により水道施設に被害が生じた場合にあつては、市内の管工事組合等に応援を要請するなど、迅速な応急対策に努める。

また、市では対応が困難な場合は、公益社団法人日本水道協会に応援を要請する。

(2) 電気

ア 四国電力送配電株式会社新居浜支社は、津波からの円滑な避難を確保するため、津波警報等の伝達や夜間の避難時の照明の確保等が必要なことから、電力供給のための体制確保等必要な措置を講ずるとともに、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施する。

また、災害応急活動の拠点等に対して電力を優先的に供給するために必要な措置を実施する。

イ 住友共同電力株式会社は、「風水害等対策編第3章第30節4電力施設」による措置を行うほか、防災業務計画により地震発生時の津波来襲に備えた措置を行う。

(3) ガス

ガス事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止等必要な措置に関する広報を実施する。

(7)～(10) (省略)

5 消防機関等の活動

(1)～(2) (省略)

(3) 地震が発生した場合は、水防管理団体等は、次のとおり措置をとるものとする。

ア～ウ (省略)

6 水道、電気、ガス、通信及び放送関係

(1) 水道

地域住民等の津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置を講ずるものとし、津波等により水道施設に被害が生じた場合にあつては、市内の管工事組合等に応援を要請するなどし、迅速な応急対策に努める。

また、市では対応が困難な場合は、 日本水道協会に応援を要請する。

(2) 電気

ア 四国電力送配電株式会社新居浜支社は、津波からの円滑な避難を確保するため、津波警報等の伝達や夜間の避難時の照明の確保等が必要なことから、電力供給のための体制確保等必要な措置を講ずるとともに、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施するものとする。

また、災害応急活動の拠点等に対して電力を優先的に供給するために必要な措置を実施するものとする。

イ 指定地方公共機関住友共同電力株式会社は、「風水害等対策編第3章第30節4電力施設」による措置を行うほか、防災業務計画により地震発生時の津波来襲に備えた措置を行う。

(3) ガス

ガス事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止等必要な措置に関する広報を実施するものとする。

(4) (省略)

(5) 放送

放送事業者は、次の措置を講ずる。

ア～イ (省略)

ウ 発災後も円滑に放送を継続し、津波警報等を報道できるよう、あらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防止措置を講じ、その具体的内容を定める。

7 交通

(1) 道路

市、県警察及び道路管理者は、津波襲来のおそれがあるところでの交通規制、避難経路についての交通規制の内容をあらかじめ計画し周知する。

なお、具体的な交通規制の内容については、風水害等対策編第3章第8節「交通応急対策」の定めるところによる。

(2) 海上

今治海上保安部及び港湾管理者は、海上交通の安全を確保するための必要に応じた海域監視体制の強化や船舶交通の制限及び津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させる等の措置に係る具体的な実施要領を定め、これに基づき必要な措置を実施する。

(3) (省略)

8 市が自ら管理等を行う施設等に関する対策

(1) (省略)

(2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

ア 災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は、(1) のアに掲げる措置を執るほか、次に掲げる措置を執る。

また、災害対策本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対して、同様の措置を執るよう協力を要請する。

(ア) 自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保

(イ) 無線通信機等通信手段の確保

(ウ) 災害対策本部の開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

(4) (省略)

(5) 放送

放送事業者は、次の措置を講ずる。

ア～イ (省略)

ウ 発災後も円滑に放送を継続し、津波警報等を報道できるよう、あらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防止措置を講ずるものとし、その具体的内容を定める。

7 交通

(1) 道路

市、県警察及び道路管理者は、津波襲来のおそれがあるところでの交通規制、避難経路についての交通規制の内容をあらかじめ計画し周知するものとする。

なお、具体的な交通規制の内容については、風水害等対策編第3章第8節「交通応急対策」の定めるところによる。

(2) 海上

今治海上保安部及び港湾管理者は、海上交通の安全を確保するための必要に応じた海域監視体制の強化や船舶交通の制限及び津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させる等の措置に係る具体的な実施要領を定め、これに基づき必要な措置を実施するものとする。

(3) (省略)

8 市が自ら管理等を行う施設等に関する対策

(1) (省略)

(2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

ア 災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は、前記1の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとる。

また、災害対策本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請する。

(ア) 自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保

(イ) 無線通信機等通信手段の確保

(ウ) 災害対策本部の開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

イ この推進計画に定める避難所又は応急救護所が設置される学校、社会教育施設等の管理者は、(1)のア又はイに掲げる措置を執るとともに、市が行う避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力する。

(3) 工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、工事を中断する。

9 迅速な救助

(1) ~ (3) (省略)

(4) 消防団の充実

市は、消防団に関し、団員の加入促進による人員確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実を図る。

なお、具体的かつ迅速な救助については、風水害等対策編第3章第10節「消防活動」、第12節「人命救助活動」、本編第3章第8節「消防活動」、第10節「人命救助活動」及び津波災害対策編第3章第9節「消防活動」、第11節「人命救助活動」の定めるところによる。

【地震災害対策編 P91~P95】

第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第4節 南海トラフ地震の時間差発生等における円滑な避難の確保等

地震に関する防災対策は、突発的に発生する地震に備えて対策を進めていくことが基本であるが、南海トラフ大規模地震の発生可能性が相対的に高まったと評価され「南海トラフ地震臨時情報」等が発表された場合には、その情報を適切に活用し、被害軽減につなげていくことが重要である。

このため、市、県及び関係機関等は、南海トラフ地震臨時情報等に対する初動体制、情報収集及び伝達手段等を定め、防災体制の構築及び連携強化に努める。

1 南海トラフ地震に関する情報

気象庁は、南海トラフ沿いでマグニチュード6.8以上の地震が発生した場

イ この推進計画に定める避難所又は応急救護所が設置される学校、社会教育施設等の管理者は、1の(1)又は1の(2)に掲げる措置をとるとともに、市が行う避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

(3) 工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、工事を中断するものとする。

9 迅速な救助

(1) ~ (3) (省略)

(4) 消防団の充実

市は、消防団に関し、団員の加入促進による人員確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実を図る。

なお、具体的な迅速な救助については、風水害等対策編第3章第10節「消防活動」、第12節「人命救助活動」、本編第3章第8節「消防活動」、第10節「人命救助活動」及び津波災害対策編第3章第9節「消防活動」、第11節「人命救助活動」の定めるところによる。

【

地震災害対策編 P87~P90】

第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第4節 南海トラフ地震の時間差発生等における円滑な避難の確保等

市は、気象庁が南海トラフ地震臨時情報を発表した場合においては、後発地震の発生に備えて、災害応急対策を実施する。このための情報発表に対する初動体制、情報収集及び伝達手段等を定め、防災体制の構築及び連携強化に努める。

1 南海トラフ地震臨時情報

合や南海トラフ沿いの地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合等、異常な現象が観測された場合には、有識者及び関係機関の協力を得て「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうかの調査を行う。この検討会において、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に、気象庁は「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を発表する（この二つの情報をあわせて「南海トラフ地震に関連する情報」と呼ぶ）。

（表中：省略）

2 南海トラフ地震臨時情報

南海トラフ地震臨時情報には、「南海トラフ臨時情報（調査中）」「同情報（巨大地震警戒）」「同情報（巨大地震注意）」「同情報（調査終了）」の4種類がある。

情報名 発表時間	キーワード	情報発表条件
南海トラフ地震 臨時情報 地震発生等から 5～30分後	調査中	次のいずれかにより気象庁が臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ○監視領域内 ^{*1} でマグニチュード6.8以上 ^{*2} の地震 ^{*3} が発生 ○1か所以上のひずみ計での有意な変化とともに、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
南海トラフ地震 臨時情報 地震発生から 最短で2時間後	巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード ^{*4} 8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	○監視領域内 ^{*1} において、モーメントマグニチュード ^{*4} 7.0以上の地震 ^{*3} が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く。） ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合（ゆっくりすべりケース）
	調査終了	○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

(1) 南海トラフ地震に関する情報

南海トラフ地震に関連する情報の名称及び発表条件

（表中：省略）

(2) 南海トラフ地震臨時情報に付記する情報名及び情報発表条件

南海トラフ地震臨時情報には、次の4種類がある。

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報 (調査中)	下記のいずれかにより気象庁が臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ○監視領域内 ^{*1} でマグニチュード6.8以上 ^{*2} の地震 ^{*3} が発生 ○1か所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード ^{*4} 8.0以上の地震が発生したと評価した場合（半割れケース）
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	○監視領域内 ^{*1} において、モーメントマグニチュード ^{*4} 7.0以上の地震 ^{*3} が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く）（一部割れケース） ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合（ゆっくりすべりケース）
南海トラフ地震臨時情報 (調査終了)	○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び同（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

※1～※3（省略）

※4 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）を基にして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

（図：省略）

3 情報発表までの流れ（省略）

4 南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時の災害応急対策

市は、南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合、危機管理監は、状況に応じて速やかに災害対策（警戒）本部に移行できるよう、全部局に対する連絡等所要の準備を行い、情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担及び連絡体制等を定める。

5 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等発表時の災害応急対策

(1) 災害対策本部の設置（省略）

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知等（省略）

(3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

ア 市、県及び関係機関は、災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するための末端からの各種の情報の収集体制を整備する。

イ 市、県及び関係機関等は、災害対策（警戒）本部からの指示事項等の伝

※1～※3（省略）

※4 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには詳細な解析必要で、その値が得られるまで若干時間を要する。

そのため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

（図：省略）

2 情報発表までの流れ（省略）

3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等発表時の災害応急対策

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達

南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合、危機管理統括部長は、速やかに災害対策（警戒）本部体制に移行できるよう、全部局に対する連絡等、所要の準備を始める。

(2) 災害対策本部等の設置（省略）

(3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知等（省略）

達を迅速かつ確実に行う。

ウ 市、県及び関係機関等は、災害応急対策に係る措置の実施状況の報告を迅速かつ確実に行う。

(4) 災害応急対策をとるべき期間等

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して、原則として災害対策本部体制により警戒する措置を執る。

また、当該期間経過後1週間、必要に応じて災害警戒本部体制を継続し、後発地震に対して注意する措置を執る。

(5) 避難対策等

ア 市民等の避難行動等

(ア) (省略)

校区	事前避難対象地域	校区	事前避難対象地域
高津	清水町	多喜浜	多喜浜一丁目 多喜浜二丁目 多喜浜三丁目 阿島二丁目
浮島	宇高町四丁目		
垣生	垣生三丁目 長岩町		
神郷	松神子三丁目 松神子四丁目		

(イ) ~ (エ) (省略)

イ (省略)

(6) ~ (8) (省略)

(4) 災害応急対策をとるべき期間等

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して、原則として災害警戒本部体制により警戒する措置をとる。

また、当該期間経過後1週間、必要に応じて災害警戒本部体制を継続し、後発地震に対して注意する措置をとる。

(5) 避難対策等

ア 市民等の避難行動等

(ア) (省略)

校区	事前避難対象地域	事前避難対象自治会
高津	清水町	沢津自治会
浮島	宇高町四丁目	宇高自治会
垣生	垣生三丁目 長岩町	山端大東一自治会 山端大東二自治会
神郷	松神子三丁目 松神子四丁目	松神子自治会 江の口自治会
多喜浜	多喜浜一丁目 多喜浜二丁目 多喜浜三丁目 阿島二丁目	多喜浜新田自治会 阿島自治会 東浜自治会

(イ) ~ (エ) (省略)

イ (省略)

(6) ~ (8) (省略)

- 6 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等発表時の災害応急対策（省略）
- 7 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）等発表時の災害応急対策（省略）

【地震災害対策編 P 9 5】

第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第5節 地震防止上緊急に整備すべき施設等の整備計画

地震等による災害から市域並びに住民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災上緊急に整備すべき施設等について、計画的に整備を推進する。（以下の事業について、具体的な目標及び達成期間を明示した事業計画を記載する事業は、政令・告示に留意すること。）

1～8（省略）

9 緩衝地帯として設置する緑地、広場、その他公共空地の整備

石油コンビナート等特別防災区域に係る県、市及び特定事業所は、緩衝地帯としての緑地、広場その他の公共空地の整備を行う。

【地震災害対策編 P 9 6】

第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第6節 防災訓練計画

1 市及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び地域住民等の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施する。

2 1の防災訓練は、11月5日の津波防災の日に津波避難訓練を実施するなど、少なくとも年1回以上実施するよう努める。

3～5（省略）

【地震災害対策編 P 9 7】

第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

- 4 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等発表時の災害応急対策（省略）
- 5 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）等発表時の災害応急対策（省略）

【地震災害対策編 P 9 1】

第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第5節 地震防止上緊急に整備すべき施設等の整備計画

地震等による災害から市域並びに住民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災上緊急に整備すべき施設等について、計画的に整備を推進する。（以下の事業について、具体的な目標及び達成期間を明示した事業計画を記載する事業は、政令・告示に留意すること。）

1～8（省略）

9 緩衝地帯として設置する緑地、広場、その他公共空地の整備

石油コンビナート等特別防災区域に係る県、市及び特定事業所は、緩衝地帯としての緑地、広場その他の公共空地の整備を行うものとする。

【地震災害対策編 P 9 1】

第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第6節 防災訓練計画

1 市及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び地域住民等の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施するものとする。

2 1の防災訓練は、11月5日の津波防災の日に津波避難訓練を実施するなど、少なくとも年1回以上実施するよう努めるものとする。

3～5（省略）

【地震災害対策編 P 9 2】

第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

市は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。

1 市職員に対する教育（省略）

2 地域住民に対する教育

市は、関係機関と協力して、ハザードマップの作成・見直し・周知、ワークショップの開催、防災訓練等の機会を通じて、津波からの避難に関する意識の啓発など、地域住民等に対する教育を実施する。

防災教育の内容は、次のとおりとし、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行う。

なお、その教育方法として、ハザードマップ等の印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることに留意しながら、実践的な教育を行う。

市は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

1 市職員に対する教育（省略）

2 地域住民に対する教育

市は、関係機関と協力して、ハザードマップの作成・見直し・周知、ワークショップの開催、防災訓練等の機会を通じて、津波からの避難に関する意識の啓発など、地域住民等に対する教育を実施するものとする。

防災教育の内容は、次のとおりとし、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行う。

なお、その教育方法として、ハザードマップ等の印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることに留意しながら、実践的な教育を行うものとする。